



# FSA Institute Discussion Paper Series

## 他業解禁のビジネス上の合理性 —ドイツの事例から—

松井 智予

DP 2020-8  
2020年11月

金融庁金融研究センター  
Financial Research Center (FSA Institute)  
Financial Services Agency  
Government of Japan

金融庁金融研究センターが刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>

本ディスカッションペーパーの内容や意見は、全て執筆者の個人的見解であり、金融庁あるいは金融研究センターの公式見解を示すものではありません。

# 他業解禁のビジネス上の合理性

## —ドイツの事例から—

松井 智予\*

### 概 要

銀証分離をスタート地点とする米国モデルと対比して、ヨーロッパではいわゆるユニバーサル・バンク方式が採られており、従来銀行本体が他業を行うことについての規制上の問題がなかったといわれる。他業を営むことが制限されないだけでなく、それを源泉とする銀行の競争力の増加や企業の資金調達の容易化などのメリットが強調されることもある<sup>1</sup>。

一方で、預金保全の要請は世界共通であり、預金の安全を守るために、他業を兼営するに際しては自己資本比率規制その他の規制が当該他業の影響を受けまいよう構築されるほか、当該他業自体にも利益相反等に留意した取引や情報の規律が行われるはずである。その結果、シナジーが制限され、また規制遵守コストが嵩む結果、兼営他業の競争力はむしろ失われ、ユニバーサル・バンク方式であったとしても兼営は進まないのではないかという疑念も存在し得る<sup>2</sup>。

近年、日本における銀行の競争力や健全性の維持が、特に事業会社との垣根やイコールフットリングという観点から課題となっており、銀行の健全性を保つための様々な規制が EU 全体に導入されるにつれ、ユニバーサル・バンク方式の修正が必要な場面も生じている。そのような流れの中で、ヨーロッパの銀行のビジネスの合理性はどのように担保されているのかを分析することが必要になっていよう。理論的には、銀行のサービスは何の利益のためにあり、それとの見合いで収益性をどの程度追求するのかという点の整理が必要であるし、事実としては、典型的に銀行業の一部として行われていたトレーディング等がどの程度収益やシナジーの源泉となっていた（そして分離に際してそれが失われた）のか、新規に考えられる他業からくる収益をどのように確保し、預金の安全性との両立を可能にしようとしているのが焦点となろう。

**キーワード：ユニバーサル・バンキング、ドイツの銀行業**

\* 東京大学大学院法学政治学研究科 教授（金融庁金融研究センター特別研究員）。なお、本稿は筆者の個人的な見解であり、金融庁及び金融研究センターの公式見解ではない。

<sup>1</sup> George J. Benston, “Universal banking” The Journal of Economic Perspectives Vol.8 No.3 pp 121-143 (1994).  
Charles W. Calomiris “Corporate-Finance Benefits from Universal Banking: Germany and the United States, 1870-1914”, NBER Working Paper No. 4408 (1993),

Fabrizio Casalin & Enzo Dia “The Diversification Benefits of Universal Banking”, Working Papers 192, University of Milano-Bicocca, Department of Economics, revised Jul 2010.

<sup>2</sup> Ford, Cristie L., The Banking/Commercial Separation Doctrine in Comparative Perspective (April 5, 2019). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3506371>

従来、ヨーロッパでとられてきたユニバーサル・バンク制度については、証券の引受・売出や取引をも扱うことができることで、銀行自体の競争力<sup>3</sup>という点からは①費用を全体でカバーするため金融商品・サービスの価格に費用を上乗せしないで済ますことができる長所があり、市場への影響という点からは②ユニバーサル・バンクが自己勘定取引を行い、相場に反映されれば、相手方当事者である顧客にとって利益となる、③ユニバーサル・バンクの売買当事者としての参加によりボラティリティが低下すれば市場が安定し信頼が向上する、といった長所があると、それぞれ指摘されてきた<sup>4</sup>。また、銀行グループに属する企業が提供する金融サービス相互の間に類似性や相互補完性がある場合について、④銀行グループには規模の経済や範囲の経済のメリットが生じ得ること、⑤グループ内事業の多様化により、リスクの分散に資すること（ドイツ銀行は、2012年にユニバーサル・バンクは2000年以降税引後自己資本利益率がスペシャリストバンクより安定的だったとレポートしている<sup>5</sup>）、⑥顧客の多様なニーズに柔軟に応えるとともに、ワンストップ・ショッピングが可能となり顧客の効率性・利便性にも資することが言われる<sup>6</sup>（たとえば—利益相反がない範囲で—融資と債券発行を並行して資金調達をする提案をし、スペシャリストバンクより大きな与信額をより低い資金調達コストで実現するなど）。

しかし、これらの議論はいずれも銀行に関連の深い金融取引に関するものであり、銀行が事業会社としての活動を行うことによるシナジーは未知数である。また、①のメリットが、たとえば部門間の費用配賦や取引の値付けなどの調整により、費用の発生タイミング等を調整し、最終的に税負担を軽くすることができる点にあるとすると、こうしたメリットは預金受入事業と他業との間の利益移転を防ぐために部門間取引の規制が行われれば消滅するはずであるし、④や⑥も、単に顧客とのインターフェイスを多く提供できることを言うならば、技術革新でオンラインサービスの顧客への訴求力が強くなっている現在、単純な支店等の多さは必ずしもアドバンテージとならないと評価できる。さらにいえば、顧客がワンストップ・ショッピングに魅力を感じるのは、業態自身ではなく、社会環境—たとえば顧客が堅実で、後払いのための支払準備を多く持つとか、中間層が厚く、ある程度の金融資産を持つ層が多いとか、企業の直接

<sup>3</sup> 銀行本業の競争力は、通常の企業と大きく異なる要因で規定される。規制や各国の金融政策の影響による制約を受ける。また、Jacob Bikker, “Bank Performance: A theoretical and empirical framework for the analysis of profitability, competition and efficiency”, at 78 は、銀行業務に関する様々な経済モデルの妥当性の検証をするが、at 78 では独占による競争の不在があるとする。一方、Stijn Claessens and Daniela Klingebiel, “Competition and Scope of Activities in Financial Services” Vol. 16, No. 1 (Spring, 2001), pp. 19-40 (Oxford University Press)は同様に競争が十分でないとしつつ、マーケットシグナルにตอบสนองすることで、競争的市場に置かれれば金融機関の提供するサービスは多様化するはずという。

<sup>4</sup> 神作裕之「第5章 ドイツにおける銀行業務と証券業務の利益相反規制—情報の管理および兼職規制の観点から—」金融法務研究会報告書 金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題 69頁。

<sup>5</sup> ドイツ銀行のリサーチペーパー“Universal banks: Optimal for clients and financial stability Why it would be wrong to split them up”, Nov.20,2012, available at [https://www.dbresearch.com/PROD/RPS\\_EN-PROD/PROD000000000455298/Universal\\_banks%3A\\_Optimal\\_for\\_client\\_s\\_and\\_financial.pdf?undefined&reload=LWmP2PTHVDdjGe0JVPDjui7B7SUSmioVrcqHZ7BsaG6VZ6ShZ11ApGm756UY3Tw7EUeW26izsHl2dT18QyXQ==](https://www.dbresearch.com/PROD/RPS_EN-PROD/PROD000000000455298/Universal_banks%3A_Optimal_for_client_s_and_financial.pdf?undefined&reload=LWmP2PTHVDdjGe0JVPDjui7B7SUSmioVrcqHZ7BsaG6VZ6ShZ11ApGm756UY3Tw7EUeW26izsHl2dT18QyXQ==)

<sup>6</sup> 神作裕之「第3章 ドイツにおける銀行グループのガバナンス—監督法と会社法の交錯—」金融法務研究会報告書 (29)『金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』39頁参照。

金融へのアクセスが比較的困難であるとか<sup>7</sup>—に大きな要因があるのかもしれない。

一方で、金融規制は近年厳格化し、執行におけるコストになって経営を圧迫している可能性がある<sup>8</sup>。預金受入との関連が強い他業に対してコストが及ぼされるならば、当該兼営他業の競争力も失われるので、ビジネスとしては銀行から他業をなるべく切り離すことが合理的になるかもしれない。ユニバーサル・バンク方式の下でも、銀行が相乗効果を狙える業種に無制約に手を出していないのは、規制があるために相乗効果が抑制されるだけでなくコストが発生し、総合的に銀行業を営んでいない他の企業との関係で競争力の点で劣る可能性があるからではないか<sup>9</sup>。また、本業について預金の利率が低くなり<sup>10</sup>、利用料が上昇するならば、銀行の側がユニバーサル・アクセスの利便性を提供していても、顧客の側は決済に必要な、あるいは維持手数料を徴求されないのに必要な以上の金銭を、口座におかないことが合理的になるかもしれない(選択的な unbanked の発生)。

こうした観点から、本稿では①ドイツにおける規制が兼営他業にどのような負担を及ぼするか、②実際にドイツではどのようにユニバーサル・バンキング制度が運用されているか、について考察する。①については、定期的な海外委託調査が行われており、本稿では基本的にこれをベースとして紹介を行う。その後、ドイツの間接金融における役割などに注目してドイツの銀行のビジネスモデルについて述べる。

## 1. ドイツにおける銀行業と業務範囲

### 1. 1 銀行業の定義と業務範囲

ドイツの信用制度法 (Kreditwesengesetz、略称 KWG<sup>11</sup>) 第1条第1項は銀行業務を商業的に営む企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で銀行業務を営む企業を「信用機関 (Credit institutions)」と定義する。業務を主眼においた規定であり、ドイツにある様々なタ

<sup>7</sup> 情報の非対称性がある19世紀の環境では universal banking が効率的であったが現在ではその条件は当てはまらなくなってきたとする説明として、

Richard Tilly, "Universal Banking in Historical Perspective", Vol. 154, No. 1, The New Institutional Economics Financial Institutions in Transition: Banks and Financial Markets (Mar. 1998), pp. 7-32 (26 pages)

<sup>8</sup> アメリカにおいて説明義務の履行、社員の教育等、金融機関のコンプライアンスコストがどこに分布しているかを調べた調査として Consumer Financial Protection Bureau, "Understanding the Effects of Certain Deposit Regulations on Financial Institutions' Operations" (Nov.2013)

[https://files.consumerfinance.gov/f/201311\\_cfpb\\_report\\_findings-relative-costs.pdf](https://files.consumerfinance.gov/f/201311_cfpb_report_findings-relative-costs.pdf)

参照。なお、より直接的には、金融機関の規制に関して行政側に生じたコストを金融機関自身に配賦しようとしている例として、アイルランドがあるようである。"Central Bank aims to make financial institutions pay full cost of regulation" Shawn Pogatchnik June 14 2019.

<https://www.independent.ie/business/irish/central-bank-aims-to-make-financial-institutions-pay-full-cost-of-regulation-38219512.html>

<sup>9</sup> See, Ford, *supra* note2.

<sup>10</sup> パーゼルIIIの経済的インパクトを分析し、2015年のGDPは規制がなかった場合と比べて3%低くなる一方、銀行は規制コストは高くなるが大きな悪影響なく適応し、ゆるやかな貸出利率の上昇に反映されるとの予測があるが (André Oliveira Santos and Douglas Elliott, "Estimating the Costs of Financial Regulation" IMF Staff Discussion Note September 11, 2012 SDN/12/11)、一見しただけでは、市場の他の金利と無関係に銀行の貸出金利が上昇しているようには思われない。

<sup>11</sup> ドイツ連銀による非公定訳として、"Banking Act (Gesetz über das Kreditwesen)"

[https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl\\_kwg\\_en.pdf%3F\\_\\_blob%3DpublicationFile](https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_kwg_en.pdf%3F__blob%3DpublicationFile)

イブの銀行はすべてこの定義に捕捉されることで信用機関となり、同法の規制に服することになる。同項の定義は商業的に、あるいは商業的組織を必要とする規模で **banking business** を行うものを信用機関としており、**banking business** には預金の受け入れ、貸付けや手形貸し付け、証券の売買や保管、キャッシュレスの支払や清算などの業務が含まれる。日本の銀行法は、受け入れと貸付をセットで行うか、為替取引を行うことを銀行業と定義しているが、ドイツの **banking business** はこれらの業務をセットで行うことを要求していない。また、商業的に金融サービス業務を他者に対して提供する企業、又は商業的に組織された事業体を必要とする規模で金融サービス業務を提供する企業で、信用機関以外のものを金融サービス機関といい（第1条第1a項）、投資仲介・助言業務や仕切売買、外貨取引、ファクタリング、ファイナンスリースなどがここに含まれる。

企業はビジネス上合理性があればこの中のどの一部分のみを行ってもよいが、行っている業務に応じて規制の軽重が異なってくる。信用機関のなかでとりわけ重要な概念が預金受入信用機関（第1条3d項）であり<sup>12</sup>、国際的なものを含め金融グループに監督を及ぼすかどうか（第10a条3項など）、他社の株式等の保有を規制するかどうか（12条）、取引におけるエクスポージャーを制限するか（13,13(a),20条）の分水嶺になっている。これは、預金を受け入れる機関であれば行っている他の業務も強い規制の対象となるという仕組みであり、家計から企業へお金を流す機能や、為替機能などを維持して経済活動を支えるために規制をすることは一水面下では考慮しているにせよ、仕組みとしては家計の預金を守るための規制になっている。連邦金融監督機構（以下「BaFin」）は信用機関を、①商業銀行、②貯蓄銀行グループ、③協同組合銀行グループ、④その他の銀行（建築貯蓄金庫、ファンドブリーフ銀行などの専門銀行）に分けており<sup>13</sup>、①～③は專業規定のある業務（保険業務、④が実施する業務）を除き、証券業務や保険商品の販売等の業務も行うことができ、いわゆる「ユニバーサル・バンク」として営業を行っている。

## 1. 2 投資銀行業務との分離規制<sup>14</sup>

信用機関内部で自己勘定取引をも行うことについては、2013年の分離銀行法<sup>15</sup>が一定の業務範囲規制を置いている。同法は、リスク管理義務および不遵守の場合の個人刑事責任等を規定するとともに<sup>16</sup>、第2条で信用制度法を改正し、自己勘定での取引ポジションが基準値を超える信用機関及びそのグループに対し、2016年7月までに自己勘定業務を経済的、組織的、法的

<sup>12</sup> CRR Kreditinstitut は、従来 Einlagenkreditinstitut と表記され、現在は EU の資本比率規制（Article 4 (1) no. 1 EU Capital Requirements Regulation）に従う信用機関として強化された規制の対象となっている。

<sup>13</sup> 以下の記述は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『諸外国における金融制度の概要』（平成26年）192頁以下による。

<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603/01.pdf>

<sup>14</sup> 前注・234頁。

<sup>15</sup> Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung von Kreditinstituten und Finanzgruppen, (通称 Trennbankengesetz (リングフェンシング法))

<sup>16</sup> Thomas Richter, “The new German Ringfencing Act establishing criminal liability of banking and insurance executives for failures in risk management”, *Journal of Risk Management in Financial Institutions*, 6 (4), 433-443 (2013)

に独立した会社（金融取引機関）に移管することを義務付ける（信用制度法 第 25f 条）。当該移管措置は、①自己勘定での取引ポジションが 1,000 億ユーロ超、あるいは直近の過去 3 期の基準日における総資産が 900 億ユーロ以上、および②自己勘定での取引ポジションが資産総額の 20%を超えるという 2 条件を同時に満たす信用機関及びそのグループに対して適用される（信用制度法 第 3 条 2 項）。ドイツでは 11 金融機関が該当するという。

もともと、情報や人員を共有することによる利益相反の弊害は、従来からファイアーウォール等による防止が図られてきたが、リーマンショックにおいて、ハイリスクな取引を取り出して倒産時の資産隔離を容易にすること、信用機関の高い信用力を流用して当該取引を支援することを防ぐことの必要性が認識された<sup>17</sup>。EU では、2012 年 10 月、大規模銀行を対象とした銀行グループ内で投資業務の分離（対象業務の範囲は米国と英国の中間）を勧告する専門家グループの報告書（リーカネン報告）が公表された<sup>18</sup>。同報告における業務分離の中心的目的は銀行グループ、特に社会的に最も重要な部分（主に預金業務と非金融部門への金融サービスの提供）をより安全にし、納税者負担を減らすことにあるとされた。分離対象は自己勘定取引並びにマーケットメイクの過程で生ずる全ての資産またはデリバティブ・ポジション、全てのヘッジファンド、SIV および類似事業体、プライベート・エクイティ投資への融資および信用供与とされ、一方で分離先の投資事業体は、預金保険対象預金を受け入れる事業体（預金銀行）のみが提供できる業務以外の全ての銀行活動を行うことができるとされた。

ドイツは EU での制度が固まるのを待たず、2013 年に分離銀行法を立法し、欧州委員会同規則案制定前に<sup>19</sup>、リーカネン報告に基づきグループ内で投資業務を分離することを求める信用制度法改正を行った<sup>20</sup>。これに基づき、ドイツ法上、対象となる信用機関(預金受入信用機関やこれを含む金融機関グループないしコングロマリット)は、リスクとなる業務分野の抽出および 2016 年 7 月までの独立した他の主体への譲渡等による分離が義務付けられた<sup>21</sup>。自己勘定取引を別主体に移管する分離銀行法の目的は、事後的な「預金の安全性を確保すること」のみならず、事前の破綻可能性を低下させ「リテール顧客の決済や事業への不利益を排除すること」をも含んでいる。

リングフェンスの方法につき、リーカネン報告書は他の会社への移管を義務付けていなかった

<sup>17</sup> 以下は、藤澤利治「国際金融危機とドイツの銀行制度改革—金融危機再発防止の試み—」証券経済研究 82 号 123 頁以下を参照して記述。

<sup>18</sup> リーカネン報告書については Liikanen, E. [2012], High-level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector. Final Report, Brussels; 小立敬 [2012]「銀行のトレーディング業務分離を求める EU の検討—リーカネン報告書の提言—」『野村資本市場クォーターリー』2012 Autumn, 同・「欧米におけるバンク・ストラクチャー改革の進展」野村資本市場クォーターリー2013 Spring p163.

<sup>19</sup> <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603/01.pdf> 192 頁。

<sup>20</sup> 山口和之「銀行の投資業務の分離を巡る欧米の動向」レファレンス 2014.3 P1 [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8436644\\_po\\_075801.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8436644_po_075801.pdf?contentNo=1)

<sup>21</sup> BaFin, "Interpretative Guidance of the German Bank Separation Act – comments", available at: [https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Auslegungentscheidung/BA/ae\\_161214\\_abschirmungsgesetz\\_en.html](https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Auslegungentscheidung/BA/ae_161214_abschirmungsgesetz_en.html)

たが、BaFinは2016年から17年の移行期にあたり、法的に独立した組織への移管を要請した<sup>22</sup>。一方で、2014年1月のEU規則案では、欧州委員会の委員から、こうした分離が産業・経済にマイナスの影響を与えるという懸念が示されたことで対象となる銀行は大幅に減少し、またマーケットメイキング目的での自己勘定取引は禁止対象外となるなど、取引の範囲も限定されたものの、投資業務はグループ外に分離することが要請された(6条)<sup>23</sup>。しかし、いずれにせよ、独立主体への移管が要請されるようになったことにより、業務上のシナジーは生じにくくなったと評価できよう。

このような改正の影響を受けた銀行として、ドイツ銀行が挙げられる。同行は、会社法・租税法上の障害があるとの判断から持株会社モデルに否定的と報道されており<sup>24</sup>、法の要件を満たす移管方法について規制官庁と交渉を行いつつ(分離銀行法の同行への適法は2017年まで延期された)<sup>25</sup>、2015年10月18日に再編計画を発表し、事業部門中の投資銀行部門(CB&S)を2016年1月1日付で企業顧客・投資銀行部門と、グローバル・マーケット部門(債券、株式・株式関連商品、上場・店頭デリバティブ、外国為替などのマーケット事業)に分割した<sup>26</sup>。しかし結局その後、株式トレーディング関連資産の整理・売却を進め、2019年7年にはデリバティブ関連資産をパリバに、9月には株式デリバティブ(金融派生商品)資産を欧州、アジア、米国の3つのポートフォリオに分割して英米の投資銀行に、それぞれ売却した<sup>27</sup>。

ドイツ銀のグローバル・マーケット部門はロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の不正操作や米モーゲージ担保証券(MBS)の販売などに関する賠償金として引当金を計上するなど規制遵守リスクも高かったと指摘される。しかし、それら突発的に発生するリスクを考えなければ、2013年の財務諸表のなかでドイツ銀行の収益基盤を見ると、利鞘からくる純収益128億ユーロ、手数料収入123億ユーロ、資産評価益38億ユーロと並んで、エクイティ投資からの収益37億ユーロが投資銀行からくる収益となっており、投資銀行分野が収益に占める割合は少なくなかった(別紙1)。ドイツ銀行が投資銀行業の兼営により費用の部門間での配賦というメリットを享受してきたかどうかは明らかでないが、このメリットが売却による業務の簡潔化のメリット

<sup>22</sup> Aktuelle Positionen zur Banken- und Finanzmarktregulierung, Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, 1. Quartal 2016 Trennbanken: Auslegungshilfe zum Abschirmungsgesetz, von Andrea Stubbe, BaFin, 15. Februar 2016. Archiviert via Internet Wayback Machine am 16. November 2017

<sup>23</sup> 2014年1月の欧州委員会規則案では、グループ内のトレーディング事業体は、EU預金保険制度の対象となる預金を受け入れることを禁止される(トレーディングのための担保取引に関係している場合は除く)とともに、決済サービスの提供も禁止された(トレーディングのための担保取引に付随している場合は除く)。しかし、モーゲージやクレジットカード、法人貸出、個人ローンなど、明示的に禁止されていない業務は、どちらのタイプの事業体にも配置できた。

<sup>24</sup> Trennbankengesetz bringt Deutsche Bank in Bedrängnis  
<https://www.finanznachrichten.de/nachrichten-2017-01/39779427>

<sup>25</sup> 2016年のドイツ銀行年次報告書25頁は、分離銀行法のインパクトはあるが最終的な影響の大きさは交渉後に明らかになるとしている。( [https://www.db.com/ir/de/download/Deutsche\\_Bank\\_20\\_F\\_2016.pdf](https://www.db.com/ir/de/download/Deutsche_Bank_20_F_2016.pdf) )。

<sup>26</sup> Deutsche Bank “Executing Strategy 2020”

[https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche\\_Bank\\_Strategy\\_2020\\_29\\_October\\_2015.pdf](https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche_Bank_Strategy_2020_29_October_2015.pdf) は、グローバル・マーケット部門の再編と一部閉鎖を発表。

<sup>27</sup> <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2019-09-19/PY2LO26K50XS01>

<sup>28</sup>を超えるものであれば、資産売却以降の業績に影響が表れてくるかもしれない。

### 1. 3 グループ内での他業兼営の監督<sup>29</sup>

投資銀行業務を他の会社に分離することで、単体での事業と比べてリスクマネジメントがより簡単になるというわけではないようである。EUの第4次資本要件指令(CRDIV)74条は、金融機関に対し、責任の所在の透明性・一貫性をもった明確な組織構造を求め、事業上のリスクの効果的な同定、管理、監視や財務状態の健全な管理・計算を要求し、リスク管理を促進する報酬方針の策定など、頑健なガバナンスによって方針策定や実践を行うことを求めている。また、同条2項により、そうした仕組みは当該機関のビジネスモデルとその実際の業務に内在するリスクの性質、規模および複雑性に応じたものであることが必要であり、これをグループ企業に当てはめると、リスクマネジメントもまた複雑かつ大がかりなものとなりうることになる。また、EUコングロマリット指令(指令2002/87/EC、委任規制(EU)No.342/2014、(EU)No.2015/2303)は、業態を超えた活動に従事する企業グループのリスクを考慮した適切な自己資本の確保を目指している。

これら指令を実現する国内法として、ドイツ法には、会社法上の業務執行者の会社式義務(株式法76条)に由来するコンツェルン監督義務、内部統制体制整備義務(91条2項・107条3項2号)、信用制度法上の適正な経営組織に関する責任(信用制度法5a条、25a-25e条)の各条文がある(2013年7月4日に金融コングロマリット監督法が施行され、銀行法と保険監督法に分散していた金融コングロマリットの金融会社の追加監督に関する規制をまとめて規定)。これにより、金融グループまたは金融持株会社グループの上位会社の業務執行者は、グループ・レベルで適切かつ実効的な内部統制を構築しなくてはならない。管理の射程は、連結財務諸表への連結要件と関係なく、グループの重大なすべてのリスクに及ぶ。適切な業務組織の構築義務は、BaFinの通達である「リスク管理の最低要件に関する回報」により具体化されており<sup>30</sup>、各会社が自律的に監査を行う場合から上位会社が下位会社についても監査報告を行う場合(契約コンツェルン)まで、様々なリスク管理モデルが許容される。

以上の規制により、たとえば、当該金融グループのITに係るシステムやサービスなどを外注している非連結会社であっても、グループ全体のリスク管理という観点から重要であればグループ・レベルのリスク管理の対象となりうる。情報の共有や事業上の資金の融通などのメリットを監督規制・ファイアーウォール・大口与信規制など様々な規制により制約されるという状況が変わらなければ、非金融事業等は、銀行グループやコンツェルンにとどまることで収益にむしろマイナスの影響を受けるため、ビジネスの金融グループからの切り離しを選択すると

<sup>28</sup> ドイツ銀行のアメリカにおける健全性規制回避のための組織再編については、神山哲也「パークレイズとドイツ銀行の米国持株会社構造の変更」野村資本市場クォーターリー2011Summer P120以下。

<sup>29</sup> 以下の記述は神作裕之「金融法務研究会報告書(29)金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察 第3章 ドイツにおける銀行グループのガバナンス—監督法と会社法の交錯」48頁を参照している。

<sup>30</sup> 同59頁。

も考えられる。

一方で、大企業は、貸金管理、企業グループ間の資金移動、外貨ポジションのバランス、証券の発行や上場業務、消費者向け与信（リースなど）のために、金融子会社を有してきた<sup>31</sup>。こうした組織はドイツでは **Konzernbank**（ハウスバンク、産業銀行など）と呼ばれる。KWG により非銀行による金融支配が規制されるようになったため、第二次世界大戦後はその数を減じたとされる。

こうしたグループ銀行が親や子、あるいはグループ内の関連会社とのみ銀行業務を行い、あるいは従業員の給与管理を行う場合は、KWG2 条 1 項 6 号・7 号、同条第 6 項第 6 号により、信用機関とみなされないことになっており、銀行業免許は必要ないが、逆に銀行という名称を用いることはできない（KWG40 条）。戦後のこうした組織として **Grundig AG** などがあるが、以上の規制の結果銀行として説明されないことも多い（1963 年 10 月に支払いを停止した **Hugo Stinnes GMBH** は、商社の金融部門、あるいは投機的貿易会社として報道された）。

一方こうした組織が、現代においても非グループの一般顧客との取引（リースなど）も行おうとする場合には銀行免許が必要であり、大口与信規制などに従った戦略の転換や規制コストの遵守が必要なため、その活動は事業全体の戦略に応じて定まる。2012 年の記事では、アメリカでは **GE** が、業務が複雑すぎることをデメリットとして消費者向け部門からの撤退を決定した。一方でドイツでは、2010 年にシーメンスが信用機関として免許を取得したが、事業の範囲としては自社の顧客への資金提供に集中するとされた<sup>32</sup>。現在の **Siemens Bank** の顧客は法人、地方自治体等に限られ一般顧客は含まれない。この事例は、メーカータイプの事業会社が銀行を展開する場合に、一般顧客を受け入れ、さらに預金受入信用機関になることは、あえて選択されないことも多いであろうことを示唆する。こうした銀行は、「地方銀行やその他の信用銀行」として統計上は表されるが、特定の事業に関するリスクへの集中が見られる点で通常の信用機関とはリスクの質が異なりうる。

## 1. 4 その他

### (1) 預金保険・破綻処理<sup>33</sup>

ユニバーサル・バンク方式においては、他業のリスクを勘案した保険料率が必要かという疑問が生じよう。EU で 1994 年に預金保険指令が制定されたことを受けて、ドイツでは 1998 年に「預金保証および投資者補償法」が制定され、後述の指令の国内法化に際して 2015 年に預金保証法（**Einlagensicherungsgesetz: EinSiG**）が発効しているが、ドイツにおける預金保険制度は、もともとあった相互扶助のための仕組み（協同組織金融機関セクターについては 1934 年、貯蓄

<sup>31</sup> これらの銀行の歴史は古く、1885 年の **Bankhaus Röchling** を嚆矢とし、戦間期に多くの銀行が設立されたが、1934 年 12 月に KWG が導入された際、銀行の免許と監督の要件が導入され、非銀行による銀行の管理が制限された。

<sup>32</sup> Mark Fehr, “Wenn sich Konzerne am Finanzmarkt verzetteln” *Wirtschaftswoche* 12. Juni 2012 <https://www.wiwo.de/unternehmen/banken/konzernbanken-wenn-sich-konzerne-am-finanzmarkt-verzetteln/6740420.html>

<sup>33</sup> 本節の記述は、鬼頭佐保子・沢井豊「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」預金保険研究第 18 号 93 頁による。

銀行や州立銀行については1969年に成立、商業銀行を対象とするスキームは1966年にドイツ銀行協会が一部の預金を保護する目的での共同基金を設立し、ヘルシュタット危機後を経て1976年により広い任意加盟の預金保護基金が設立)を引き継いでいる。そこで、ドイツ預金保険法は、商業銀行については任意スキームを維持し、そのほかに強制加盟のスキームを作る形で保護を包括的なものとした。また、貯蓄銀行や州立銀行、協同組織金融機関の既存スキームを、法定スキームに代用しうる IPS: Scheme Protection Institutional として位置付け、これらに加盟している金融機関の法定スキームへの強制加盟を免除した(別紙2参照)。

法定スキームはいずれもドイツ銀行協会が運営し、商業銀行をメンバーとするものと公的銀行をメンバーとするものとに分けられる。法定スキームの主な任務は、監督当局の正式な決定に基づいて、預金者に対して付保預金を払い戻すことであり、加盟金融機関に対する早期介入などは行わないという。このため、スキームを運営する機関は非常に小規模であり、付保利率の緻密な管理などは対象外となる。

一方、任意スキームは、①法定スキームの保護限度額(現状では10万ユーロ)を超える部分の預金を保護し、②2014年に改正されたEU指令26第1条3(a)に規定される契約上のスキーム(contractual scheme)であり、EU指令の適用対象でない、また③法定スキームではないためBaFinの監督を受けないという特徴を持つ。商業銀行の任意スキームは、①預金者に対する払い戻し、②加盟金融機関の破綻防止手段の行使(流動性、資本、保証の提供など)、③他の金融機関による経営困難な銀行の経営権の取得(takeover)の仲介、④経営困難な銀行を基金自身が引き受けること、などの機能を有しており、さらに加盟金融機関に対する監査、月次リスク・モニタリング、格付け、リスクの改善に対する指導なども行っている。

なお、1994年預金保険指令(DGS Directive)3条は、預金保証スキーム(Deposit Guarantee Scheme)と同等以上の保護を提供するIPSに加盟していればDGSへの加盟を免除してきた。この代替的な任意スキームであるIPSは、預金保証及び投資者補償法12条において、「金融機関の存続性を保護するためのスキーム(Schemes safeguarding the viability of institutions)」として規定されており、「地域の貯蓄銀行協会、あるいは協同組織金融機関連合会の保証スキーム(guarantee scheme)のメンバーである預金取扱金融機関」は、「所属する保証スキームが、加盟金融機関そのもの、特に加盟金融機関の流動性やソルベンシーを保護することを規定しており、いつでも利用可能な必要な基金を保持している場合には、いかなる補償スキーム(compensation schemes)にも所属することはない」とされていることで、他の法定・任意スキームへの介入を免れる。ただし、BaFinの監督・監査の対象となり、スキーム内規の変更はBaFinに通知され、BaFinがIPS要件を満たさないと立証できれば連保財務省に報告され、財務省からの調査・裁定の対象となる。このIPSとして認められているスキームは、貯蓄銀行協会(Deutscher Sparkassen-und Giroverband: DSGV)と協同組織金融機関連合会(Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken: BVR)の二つであり、2012年までの過去10年間に破綻防止のために124件の再編を行ったとされている。

以上からすれば、ドイツの預金の大部分を集める貯蓄銀行の預金保険はIPSによりEUレベ

ルの規制を免れてきたし、商業銀行の預金についても任意スキームが破綻防止に重要な役割を果たすが DGS と認定されておらず、預金保険指令の対象になっていない。預金保険の詳細な設計は民間に任されてきたといえることができる。

ただ、2014年の預金保険指令改正により、IPS も公的に DGS と認定されることが必要となった。認定を受けるためには、指令4条2に従い、「預金取扱金融機関と投資会社に係るプルーフ要件に関する規則40113条7の基準を満たすこと」及び「本指令の規定に従うこと」が必要である。EinSiGは、ドイツは同指令を国内に直接適用する際の国内法の問題を解決するための法令であり、IPS たる DSGV と BVR は従来の破綻防止の機能に加え、①加盟金融機関が破綻に至った場合の払い戻し機能（指令7条などに規定）を備え、②指令10条に規定する事前積立の預金保険基金を積み立てることとなった（DSGV は10万ユーロまでの請求に応じ、BVR は10万ユーロを限度に払い戻す機能を有する100%子会社（BVR Institutssicherung GmbH）を設立し、2015年7月3日からDGS認定。）。

現在EUレベルでの単一預金保険制度（European Deposit Insurance Schemes : EDIS）の導入提案がなされており（ドイツはもともと、EUレベルで設置される単一破綻処理機構が預金保険基金全体に直接的管理を担うという想定や、より信用の低い国の金融機関にあわせた預金保険制度の構築において、自国基金が不利益を受けるという懸念から、預金保険制度の統一に反対していたが、近年歩み寄りを見せているといわれる）<sup>34</sup>、預金保険利率の設計も、こうした動きによって左右されるかもしれない。

## （2）健全化および破綻法制<sup>35</sup>

2011年から Restrukturierungsgesetz265（略称 RstruktFG、以下「銀行再編基金法」という）と Kreditinstitute-Reorganisationsgesetz（略称 KredReorgG、以下「銀行更生法」という）が施行され、信用機関の破綻処理手続について定められた。①再生手続（銀行更生法第2-6条・信用機関が深刻な経営危機に陥った際に、倒産前の段階で早期かつ自主的に BaFin に対して再生手続開始の届出を行う。信用機関が経常的に流動性規制や資本規制を満たすことができないような状況が生じた場合、再生手続が必要であるとみなされる。）、②更生手続（銀行更生法第7-23条・再生手続が失敗または失敗が見込まれる場合に BaFin に対して更生手続の届出を行う（同法第7条））の二つの手続からなる。これらの破綻を防ぐために BaFin の早期介入権限が強化された（信用制度法45条、45c条、48a-48t条）。

なお、投資業務を行う大規模銀行については、分離銀行法により、金融機関による再建・破綻処理計画策定が義務付けられ、改正信用制度法により金融システムに害を及ぼす可能性があ

<sup>34</sup> 黒川洋行「EUの銀行同盟における欧州預金保険制度の動向—2015年の欧州委員会による EDIS 規則案とドイツ銀行業界の反応—」証券経済研究第98号59頁、「ドイツ、欧州銀行同盟実現へ妥協示唆—共通預金保険の反対取り下げも」Bloomberg 7.Nov.2019. <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2019-11-06/Q0JYCQTOAFBH01>  
<https://core.ac.uk/download/pdf/162022911.pdf>

<sup>35</sup> 本節の記述は、株式会社大和総研「諸外国における金融制度の概要 平成29年3月」302頁以下によった。  
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/kaigaiseido.pdf>

ると BaFin により判断された信用機関及び金融グループに対し、経営状況が悪化した場合の再建計画 (Sanierungsplan) を策定することが義務付けられた (信用制度法 第 47 条)。破綻処理費用は、リーマンショック時に、当初アドホックに公的主体が関与する方式が採られたことへの反省から暫定的な Sonderfonds – Finanzmarktstabilisierung (略称 SoFFin、以下「金融市場安定化基金」) がつくられ、その後「銀行再編基金」がつけられている (銀行再編基金法を根拠とする)。

監督機関としては、2013 年 1 月 1 日に発効した金融安定化法により、マクロ・プルーデンス監督を担う機関として金融安定化委員会が設立された (同法 2 条)。また、システミックな重要性を持つ信用機関及び金融サービス機関に対しては、2008 年 2 月の監督指針第 6 条に基づき、監督 (リスクの詳細な分析と、金融機関のリスク耐性に対する影響の分析) 強化がされた。2014 年からは、システミックな重要性を持つ信用機関は、ECB を中心とした単一銀行監督制度により監督されている。

### (3) 自己資本規制・大口与信規制<sup>36</sup>

もしも、事業会社グループに属する金融機関内が大衆から預金を集め、これをもっぱら事業会社の運営に使ったり、自己資本比率の計算を蔑ろにしたりすれば、銀行の健全性には大きな影響があろう。特にグループバンクのような信用機関 (グループバンクであっても、グループ企業以外と取引をするものは、信用機関の除外みなし規定を外れるため対象となる) では、自己資本比率規制とならんで大口与信規制が重要になりそうである。これらの規制については、ドイツでは EU の第 4 次資本要件指令 (CRDIV) が国内法化を経ずに直接適用されたのち、2013 年に CRR が施行されて以降は、規制がドイツの現状の規制 (KWG、GroMiKV など) を置き換えている。

ドイツにおける大口信用規制は、信用制度法および同法に基づいて制定された政令 (Verordnung über die Erfassung, Bemessung, Gewichtung und Anzeige von Krediten im Bereich der Großkredit- und Millionenkreditvorschriften des Kreditwesengesetzes (Großkredit- und Millionenkreditverordnung) : 以下、GroMiKV) により行われてきた。その規制は、信用機関を自己勘定取引の規模に応じて「トレーディング機関」と「非トレーディング機関」に分け、対象は異なるがポジションないし顧客取引について責任自己資本額 (Tier1+Tier2) の 25% という上限数値をもうけていた (削除前 KWG§2(11)、§13(3)、§13a(3),(4))。連結ベースの場合の特則 (KWG§13b(3)) および与信先の合算などの規定も存在した。

現在 KWG に残っているのは、大きなエクスポージャーを取る場合の手續規制と<sup>37</sup>、信用供

<sup>36</sup> 両規制については EU 規則が直接適用される。この説の記述については、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、前掲注 13、248 頁以下、および東京三菱 UFJ 銀行「諸外国における大口信用供与等規制に係る調査 平成 24 年 6 月」69 頁以下による。 <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20130625/01.pdf>

与の総額が150万ユーロ以上である場合の与信規制である。当該受信者については、3か月に一度、ドイツ連邦銀行に対して報告を行うことが求められる(KWG §14(1))。複数の債務者が同一の受信者であるとみなされる(持株やコンツェルンなどにより支配関係にある自然人・法人のみなし (§19 (2))) 場合の情報の追加(KWG §14(3))、信用機関グループで行う与信についての報告などが定められている(KWG §14(1))。この14条の意味における貸付ないし債務者の判定に際しては、関連会社持分の控除が定められる (§19(1)8)。なお、KWGでは「混合企業(金融機関と他業種企業とを共にグループ内に保有する持株会社)」の傘下にあるグループ、および金融コングロマリットのグループ内与信に関しての預金受入信用機関の報告義務を定める。通知すべき重要な取引のタイプや閾値、取引の制限値や制限される取引の性質、情報やデータの性質、範囲、提出タイミングや形式等などについては、財務省が連邦銀行と協議のうえ連邦議会の同意を得ずに詳細を政令によって定めることができる(BaFinに授権もできる)(KWG §§13c(1)、(2)、13d(2)、本稿が依拠する2012年報告書の段階で未制定)。

### 1. 5 近年における事業と金融の融合<sup>38</sup>

以上の規制を概観すると、ドイツでは一般企業が金融活動を行う制約は形式的にはなさそうだが、規制自体が業務ベースで構築され、一般顧客と取引を行う場合には信用機関として規制され、さらに預金を受け入れる場合にはグループ内で関わりを持つすべての業務が一法人上の結合が必ずしも存在しなくても一強い規制を受けるというように、一般家計を保護する方向性の規制が強化されていく。そのため、歴史的に認められていた事業会社から銀行は起こらず、銀行から事業会社への進出も進んでこなかったと考えられる。また、自己トレーディング勘定のように、金融という面で関連性の大きい業務についても、リングフェンス規制に入れたことでドイツ銀行がグループ内で独立を維持しつつ継続するのでなく他社に売却することを選択した例が示唆するように、現行の諸規制のもとでは、ユニバーサル・バンク方式を維持することによる証券業務の付加的な競争力というメリットも、それほど大きくないのかもしれない。

現在注目されているのは、決済業務や情報処理の分野で業績を伸ばしているチャレンジャーバンクと呼ばれる小規模な銀行である<sup>39</sup>。事業会社が銀行に参入する場合も含まれようが、その競争力の源泉は従来から顧客のすそ野が広く、会社が提供するサービスへの支払が多いこと、

<sup>37</sup> 上級管理職の満場一致による可決が必要である。この可決は事前にとることが原則で、やむを得ない場合は事後的可決もありうるが、事後1か月以内にこの決定が行われない場合、BaFinとドイツ連邦銀行に遅滞なく報告せねばならない(KWG §13(2))。上限超過が信用機関や受信者のM&Aや資産価値の低下等による場合も事後的な満場一致が要求される。BaFinでは是正に向けたスケジュールを作成し、モニタリングを行う。

<sup>38</sup> 様々なFintechの金融業への応用の可能性については、トーマツ『平成27年度産業経済研究委託事業 金融・IT融合(FinTech)の産業金融等への影響に関する調査研究 調査検討結果報告書』  
[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2016fy/000065.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000065.pdf) 参照。

<sup>39</sup> 「チャレンジャーバンク」がどのような事業を指す言葉なのかについて定まっているわけではない。日本の書籍でも、たとえば大きな事業をすでに展開しているGADAが金融事業に展開する場合(ブレット・キング「BAN-K4.0 未来の銀行」(2019・東洋経済新報社))がイメージされる場合もあるし、モバイルバンキングに焦点を当てていると考えられる紹介(可児滋「チャレンジャーバンクの挑戦」(2020年10月16日発売予定・日本橋出版))もある。

参入の端緒としては、技術革新によりコストが下がり、プラットフォーム提供サービスおよび決済サービスが一体になることによる顧客への訴求効果が相対的に上がったということが考えられよう。

ドイツでは決済サービスを提供する業者は、信用機関または支払サービス業者に位置づけられ、その提供するサービスの規模や性質が銀行に接近すれば、銀行としての規制を受ける。また、フィンテック業務も、前述のとおり銀行業に重要な影響があれば監督の対象となるため、チャレンジャーバンクも銀行がその一部として運営しているようである。

### (1) 決済業務との兼営<sup>40</sup>

決済サービスは、1998年改正信用制度法により、銀行業の一種として「カードおよびネット通貨」が追加されたことにより、信用制度法のもとで「信用機関」として規制を受けるべき業務とされていたが、EUでの規制改革に伴い、2009年に支払サービス監督法が制定され、ゼロ取引、金融移転取引およびクレジットカード取引は信用制度法の規制対象から外れた。また、2011年改正により電子マネー業も銀行業の定義から外され、いずれも支払サービス監督法の下に移された。支払監督法のもとでは、信用制度法上の預金受入-金融機関（信用制度法1条3d項1文）に該当すれば支払サービスの提供に新たな許可は必要なく、また信用機関が行うほとんどの金銭の支払は、支払サービスの適用除外となる。一方で、当該許可がない会社が支払サービスに付随して銀行業類似の機能を果たすことになる場合については、たとえば支払行為に利息を付する場合は預金取引免許が必要であり、また、支払取引（同法1条1項1文3号cにより支払いカードによる場合を含み、また同法1条1項2文4号により信用供与を伴う場合を含む）における銀行業類似業務については、たとえば信用供与につき①もっぱら支払行為の実行に関連して行われ、②与信契約が12か月を超えず、また③支払の実行のために受領しまたは保有している資金により行われるのではなく、したがって、信用制度法上の与信取引に該当しない場合であることを要するとされるため、銀行業への侵食は制限される。決済手法が電子マネー等であっても同様である。

### (2) ドイツの銀行が行う決済業務

ドイツでは現金の決済性資金としての地位は高い。流通する現金の量はユーロ圏全体で増大しており、1.2兆ユーロをこえているが、その半分はドイツ連邦銀行が発行しているという<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 神作裕之「第4章 2017年ドイツ支払いサービス監督法—規制対象を中心として」『金融法務研究会報告書 FinTech 等による金融手法の変革に係る法的課題と規制の在り方』（2017年）52頁以下参照。

<sup>41</sup> ドイツで決済手段を提供する会社は、ドイツ連銀に登録され、取引を報告する義務がある。Payment Statistics(02.03.2020)

(<https://www.bundesbank.de/en/service/reporting-systems/banking-statistics/payments-statistics-620072>) 統計は、2020年9月に "Balance of payments statistics" がアップデートされている。

<https://www.bundesbank.de/en/statistics/external-sector/balance-of-payments/balance-of-payments-statistics-810990>

ユーロ圏全体の決済手段については、Laure Lalouette and Henk Esselink, "Trends and developments in the use of euro cash over the past ten years" (6/2018)

[https://www.ecb.europa.eu/pub/economic-bulletin/articles/2018/html/ecb.ebart201806\\_03.en.html](https://www.ecb.europa.eu/pub/economic-bulletin/articles/2018/html/ecb.ebart201806_03.en.html)

ドイツでは、2008年の金融危機を契機に現金への信頼が再燃しており、また偽造通貨の積極的回収などの措置もあって、市民の現金への信頼は厚く、現金の流通量は減少していないとされる。

一方で今後のコロナの影響や国際化に伴い、カード決済に紐づけられる銀行口座の重要性はさらに増すだろう。ドイツではクレジットカードの手数料率が高く、地方の業者は導入しておらず、多くの決済が銀行口座を通じて行われるといわれる。その方式は、多くはEC カルテ（デビットカード）ないしギロカルテ（プリペイド型電子マネー）である。これらは銀行口座中、決済用口座（Girokonto）に紐づけられる。決済用口座はEU内に住居登録があればだれでも作れるため、もっとも基本的・一般的な口座であり、決済インフラである<sup>42</sup>。他方貯蓄用口座（Sparkonto）は非居住者でも開設できるもので、長期・高額なものには手数料がかかりやすい構造になっている。基本的サービスという観点から当座預金には高額手数料などをとることに制約がかかり、当座預金の維持には料金がかからないが、デビットカードなどは有料となっているようである（別紙3・ベルリン貯蓄銀行の料金表）。

ドイツでは、もともとATMシステムが共通であるところから、1900年代からユーロチェックカードが提供されてきており、電子マネー機能を追加するなどの変遷を経て、2007年以降はGirocardという名称のもとドイツ銀行協会共通の規格を利用して運用されている。銀行利用者が多く、デビットカードのみを受け付ける店舗が多いという状況故にネットワークが充実していることが、銀行がカード業を営むうえでの強みになっている（特に決済手段の公益性といった考慮はなく、会員外の銀行からGirocardを用いて引き出す場合の手数料等は高い）。

カード発行のビジネスモデルは、短期的には安定的に見えるが、レガシー・システムを持たない新規の業者との競争のなかで、ネットワークの維持更新に費用が掛かることや、決済方式が固定されるという問題をかかえ得る。「決済サービスへの保護」と「預金の保護」を分けるという視点から、上記の通り金融機関と決済業者の区分け（6か月以上の資産預かりなど）があり、他業からの参入は規制されている。また、貯蓄銀行の数は2005年の463行から2017年の390行へと減少しており、IT化などに伴う大規模な資本投下に耐えるため、地域限定の不安定さを解消すべく急速に統合が進んでいるという。商業銀行の支店数も2008年から2017年で20%の減少を示している。

### （3）新規業者の銀行業への参入

ドイツでフィンテック関連から銀行業に進出した企業としては、ソラリスバンクが挙げられる。この銀行は、2015年にFinleapの一部として設立され、銀行業免許を取得し、「オープンバンキング」のビジネスモデルを採用するとされる。非上場のため年次報告書等による細かい事

<sup>42</sup> BaFin Basic payment account”

[https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Bank/Produkte/Basiskonto/basiskonto\\_node\\_en.html](https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Bank/Produkte/Basiskonto/basiskonto_node_en.html)

業内容や収益などは不明だが、その収益源は従来の銀行より大幅に手数料に依存している<sup>43</sup>。複数銀行のAPIを活用し銀行サービスのプラットフォーム（Banking as a Platform）を提供する企業である（チャレンジャーバンクには、銀行免許を持ちスタートアップとして事業を行うモデルと、同じく銀行免許を有するが、フィンテック企業や一般事業法人が金融ビジネスに参加可能な銀行サービスのインフラを提供するソフトウェア企業としてのモデルに分かれ、ソラリスバンクは後者といえる）。

ソラリスバンクはAPIを開放し、銀行口座やクレジットカード、電子マネー、ローンなどすべてのデジタルバンキングサービスへのアクセス可能なプラットフォームを提供し、手数料収入を得ている。さらに、同社はシュトゥットガルト証券取引所と共同でプロジェクトを行い、同取引所は2019年9月に認可仮想通貨取引所（BSDEX）を開設し、これを受けて、ソラリスバンク側は、2019年12月11日、仮想通貨のカストディサービスを手がける完全子会社「ソラリス・デジタルアセット」の設立を発表している。カストディサービスを追加するメリットとして、ソラリス・デジタルアセットが仮想通貨管理ビジネスのライセンスを得れば、銀行や取引所といった顧客はライセンス申請をする必要がなくなる点、顧客の側はアプリ経由で簡便に仮想通貨取引ができる点（同社はすでにビットコインのウォレットおよびオンラインバンキング機能のアプリを保有）が挙げられる<sup>44</sup>。

同行は信用機関としての免許を取得し、預金の受け入れや事業者への融資も行っているため、預金保険や健全化措置などに関する一般的な規制を受けている。

## 2. ドイツにおける既存の銀行運営の実情

以上のように、ヨーロッパにおける銀行のビジネスモデルの可能性について考えてきた。ただし、ドイツには、企業内金融子会社から貯蓄銀行、商業銀行など、公法・私法それぞれに基盤を持つ多様な「銀行」がある。日本の銀行にも、都市銀行と地方銀行、ゆうちょ銀行など、異なる課題を抱える銀行が存在し、日本への示唆を得るには、どの種類の銀行が資金の循環にどのような役割を果たしているのかのイメージを持たなくてはならない。

現在、日本においてビジネスモデル上課題があるとされる地銀や信組に類似するのは、貯蓄銀行や信用協同組合である。これらは、ひとつひとつが比較的小規模で活動する地域も限定的なもの、全体としてグループを形成しており、総資産を合算するとドイツの全銀行の30%を超えると指摘される。これらの金融機関がリテール・中小企業金融により沢山の預金を集める結果、大手民間銀行の参入が困難となっており、再編の魅力が低下する。しかも設立の根拠が異なっているため、業態を超えた銀行再編（民間商業銀行による貯蓄銀行の買収等）が困難で

<sup>43</sup> オープンバンキングのビジネスモデルについては、NTT データ「金融未来への旅」Boyoger Vol.1 Jun 2018 参照。[https://www.nttdata-strategy.com/assets/pdf/knowledge/voyager/180702/Voyager\\_180702\\_150d.pdf](https://www.nttdata-strategy.com/assets/pdf/knowledge/voyager/180702/Voyager_180702_150d.pdf)

また、収入源などについては翁百合「オープンバンキング時代の銀行業」NIRA オピニオンペーパー no.35 2018.Mar.p6 参照。これによれば、現況 SolarisBank の収入は手数料と利鞘とで1対1だが、将来的には2対1に持っていきたいという意向とのことである。

<sup>44</sup> SBI 出資の独ソラリスバンク、仮想通貨カストディの子会社を設立【ニュース】

<https://jp.cointelegraph.com/news/german-solarisbank-opens-subsiary-to-provide-custody-services-for-digital-assets>

ある。こうした点が、ドイツの預金市場の再編を阻んでいるとも指摘される<sup>45</sup>。

そこで、①まずはドイツの産業と金融の関係、各種の銀行が果たす役割について理解し、②続いて様々な業態の銀行の財務状態について概観してみることにする。

## 2. 1 ドイツの金融資産全体の流れ

日本銀行が定期的に発表する資金循環統計の参考図表は、日本の経済における金融機関のプレゼンスを一望できるという点で非常に優れている。この図表を参照すると<sup>46</sup>、2020年6月末時点でも日本の国内家計の資産が1883兆円で、半分以上の1031兆円を預貯金が占める。非金融企業の預貯金は308兆円である。そして、預金取扱機関の受け入れた預金・証券は1659兆円で、そのうち1386兆円が運用されている（貸出が865兆円、証券が421兆円）。仲介部門のチャンネルの規模として受け入れ資産を比較した場合、この受入金額は保険・年金の532兆円、その他金融機関の820兆円を足したより多い。

資金循環統計の仕組みは各国で共有されており、ドイツでは日本に比較的近い Deutsche Bundesbank Financial account for Germany というレポートが発表されている（別紙4）。また、5年ごとの動向をまとめた報告書も発表されている。それらの図表によれば以下の事項を見て取ることができる<sup>47</sup>。

・日本では、預金取扱機関の受け入れている預金・証券は保険・年金・証券等の預かり資産の合計より多いが、ドイツの銀行が預金として受け入れている金融資産の規模は約3兆4600億ユーロで、その他年金や証券に投資されている規模（約4兆9000億）よりかなり少ない。家計の運用も、2012年以降急速に投資の割合を増やしており、預貯金を経由する金銭の量は少なくなっている<sup>48</sup>。

・日本では、預けられた預金のうちおよそ8割が運用に回され、貸出量は証券による運用の約2倍であるが、ドイツでは貸付けが3兆44億ユーロであるのに対し、ネットの投資額は株式および投資信託持分が2380億ユーロ、債券が5310億ユーロとなっており、預け入れられた3兆5860億ユーロとほぼ同じ規模の金銭をいずれかの運用している。なお、日本の参考図表では銀行の証券保有は最終的な非金融部門の資金調達として表されているが、ドイツの銀行はユニバーサル・バンクであることもあり、表には証券市場における取引も書き込まれている。

・貸付ないし運用先の構成であるが、ドイツの金融機関の資産はここ数年増えてはいるが、その内訳は流動性資金として持っている部分の増加が多く、一方で、貸付費目で増えているのは不動産ローンである。上述のとおり余剰資金はそれほど多くないが、短期の投資運用ヘシフト

<sup>45</sup>公益財団法人 国際通貨研究所「変革を迫られるドイツの銀行構造」（2019年）

<https://www.iima.or.jp/docs/column/2019/ei2019.8.pdf>

<sup>46</sup> 参考図表「2020年第2四半期の資金循環」（2020年10月17日参照時点）

<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>

<sup>47</sup> Financial Accounts for Germany 2012-2017 at 15, 29-30, 2013-2018 at

<https://www.bundesbank.de/resource/blob/752114/73c7aa4d44032e33f629faa59add917/mL/statso4-financial-accounts-for-germany-2018-data.pdf>

<sup>48</sup> 前注14頁参照。

していることが考えられる。

また、企業の側から見た統計によれば、資金調達の内容は内部資金調達の割合が多く、外部調達に頼る割合がそもそも多くないという指摘があり、さらに、外部調達においても通常は取引上の与信が安定して存在し、そして2017年にはその外部資金の半分程度がMFI以外の金融機関からのものとなっており、その割合も急増している。このように、大手銀行が必ずしも優位的な借入先でないという特徴がある。

## 2. 2 金融機関の類型ごとの運用の特徴

ドイツの家計の貯蓄において重要なのは、地銀に相当する貯蓄銀行（シュパツカッセ）と郵貯に相当するポスト・バンク、信金やAGなどに相当する協同組合銀行である<sup>49</sup>とされる。ただし、ポスト・バンクは1995年に民営化されたが、日本と異なり非常に規模が小さく、家計の大半は貯蓄銀行との取引を行っている。若干古いデータとなるが、2005年末で貯蓄銀行グループの資産規模は商業銀行より大きく、総資産ベースでのマーケットシェアは34.5%（4大メガバンクを含む民間商業銀行グループは28%）、貯蓄性預金のシェアは53.1%であり<sup>50</sup>、リテールバンキングや企業金融においてもメガバンクを上回る貸出残高を有する（2017年末でも企業・自営業者向け融資残高の30.8%、メガバンク4行合計11.6%の3倍近い<sup>51</sup>）。企業全体が内部資金調達の割合が高いといっても、中小企業の外部資金調達においては、売上高が小さいほど対銀行債務の割合は高いようであり（1億～2.5億ユーロでは35%だが、50万ユーロ以下では66%）、中小企業を支えるのに大きな役割を果たしている<sup>52</sup>。共同組合銀行のシェアは、2000年末で総資産の12%、預金で18%であり、同様に無視できないと考えられる<sup>53</sup>。上記の概観と併せれば、ドイツの金融システムでは、企業の借り入れ、および家計が貯蓄を行う場合の選択先は、ともに主として地域金融機関（貯蓄銀行・協同組合銀行）となると考えられる。

逆に言えば、商業銀行は国内事業への参入の機会に恵まれないことから、投資銀行業務に傾いているとも考えられる。いわゆるメガ4行（ドイツ銀行、コメルツ銀行、ヒポ・フェルアイン銀行（イタリアのユニ・クレディットの子会社）、ポスト・バンク（実質的にドイツ銀行の子会社））は、ユーロの発足にあたり世界中から株主が流入したことで、ユーロ圏への積極的な事業拡大を果たした。しかし、投資銀行業務の拡大によりリーマンショックなどの影響を強く受けることとなり、また健全性規制などによる事業への制約も無視できず、2019年には業績が不振なドイツ銀行とコメルツ銀行の合併問題（従業員が反対し、株主も疑問を呈していたなかで財務相が主導して合併の話が進んだ）が生じている。

<sup>49</sup> 黒川洋行「ドイツの銀行システムと貯蓄金融機関の動向」（ゆうちょ財団2008年1月ワーキングペーパー）  
<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/200801.kurokawa.pdf>

<sup>50</sup> 同・66頁。

<sup>51</sup> 黒川洋行「ドイツの中小企業と地域金融機関—貯蓄銀行グループとの関係性を中心に—」証券経済研究106号（2019.6）  
[http://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/106/106\\_07.pdf](http://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/106/106_07.pdf) p129

<sup>52</sup> 同・134頁。

<sup>53</sup> 斉藤由理子「ドイツ協同組合銀行グループの組織と事業」（農林金融2001.11）  
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0111re1.pdf> など。

貯蓄銀行は、行政区域にその活動範囲を区切られているために外形上地銀に類似するものとなっているが、所有者が地方自治体となっており、業務に公益性が求められている点で、日本の地銀とは大きく異なる<sup>54</sup>。こうした銀行の性質を前提とすれば、貯蓄形成による国民生活の安定とか、国民全員の銀行口座のアクセシビリティの確保といった議論は、インフラ整備の一環という色彩を帯びることになる。また、貸付行動においても、中小企業に対する資金調達支援については地方経済の振興といった政策的側面からの考慮が働き得る。

貯蓄銀行の上位にあたる州銀行については、近年、その業績が二極化するとともに、ドイツ北部の州銀行を中心に、民営化や合併問題が進行していることが報告されている。ドイツには、形式上は9行、実質的には5行の州銀行があるが、バイエルン州銀行やバーデン・ビュルテンブルグ州銀行(LBBW)など南部の銀行は業績が比較的良好であるのに対し、HSH ノルド銀行やノルド銀行など北部の銀行は、不良債権を抱え、業績悪化に苦しみ、民営化や合併が進んでいるという<sup>55</sup>。

### 2.3 各種金融機関の資産・収益状況の日独比較

では、貯蓄銀行や協同組合銀行はどのように収益を得ているのだろうか。貯蓄銀行グループ・協同組合銀行グループは、いずれもグループ全体の計算書類を公開しているため、それらを日本の銀行グループのものと比較することで、特徴をつかむことが考えられる。別紙5は、貯蓄銀行の貸借対照表および損益計算書を和訳したものである。また、別紙6は、協同組合銀行の計算書類である。全国銀行協会が発表している「全国銀行財務諸表分析」の貸借対照表・損益計算書のほか運用先や利益の源泉などにかかる資料(資金利益内訳、主要勘定内訳)など<sup>56</sup>と比較しながら見てみよう。

これらを見ると、ドイツの貯蓄銀行と日本の都市銀行、ドイツの協同組合と日本の地銀にそれぞれ類似点が存在しそうである。貯蓄銀行は手数料収入が預貸から発生する利鞘収入の半分弱ほど存在するが、協同組合は手数料収入の割合は低い。また、貯蓄銀行は債券運用の比率が高く、一方協同組合は受け入れた預金を貸しつけることによる運用の割合が非常に高い。しかし、相違点もある。貯蓄銀行は、投資利益はほとんどなく、債券が長期保有による利鞘収入の源泉であろうと考えられる。一方、日本はドイツほど運用先がはっきり分かれておらず、都市

<sup>54</sup> 黒川・前掲注49・68頁によれば、貯蓄銀行グループは、貯蓄銀行(463行)、州銀行(11行)、ドイツ自治体銀行(DekaBank)、州建築貯蓄銀行(11行)、貯蓄銀行保険(12社)、地域貯蓄銀行振替協会(12機関)などから構成され、従業員総数は、約37万7,000人(うち貯蓄銀行勤務約26万人)、店舗数2万1,800店(うち貯蓄銀行店舗数1万6,183店)(2005年末)と大規模である。ほとんどの貯蓄銀行は、公法上の団体たる市(Städten)、町村(Gemeinden)、郡(Landkreisen)が出資し、その組織維持について保証している。州銀行(Landesbanken)は、当該の連邦各州政府および当該地域の貯蓄銀行振替連合(DSGV)等の出資により設立される公的銀行であり、州政府の銀行業務の支援、および当該州経済の振興について州政府を支援するという公的性格をもっている。また、州銀行は当該地域に存在する貯蓄銀行間の決済業務のための振替中央機関(Girozentralen)の機能をもつほか、ユニバーサル・バンクの1つとして、国際的な業務を含め他の民間商業銀行と同じように通常の銀行業務を行っているという。

<sup>55</sup> 代田純「ドイツにおける銀行再編の動向—州銀行の2極分化と大銀行の合併問題」証券経済研究106号(2019.6)111頁以下

<sup>56</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2-02/> 2019年度決算まで公開。

銀でも預金の半分以上を貸出金で運用している（債券保有は貸出金の40%程度）。一方資金運用収益にあげられる有価証券利息配当金は貸付金利息の25%程度で、債券保有による利鞘が期待できないことがわかる。また、協同組合は利鞘収入が比較的多いものの、手数料収入も利鞘収入の30%程度の規模を維持している。一方で、債券保有による収益は非常に少ないから、貸付のほうが高い収益を得られているように思われる。また、費用が利鞘と同程度に発生しているが、投資収入や保険業からの収入などの項目があり、これらが少しずつ収益に貢献している。一方、日本の地銀の国内業務における役務取引等利益は資金利益の15%程度である。日本の地方銀行は、資産の多くを貸出金に回しており、保有有価証券はその3割程度だが、有価証券利息配当も貸付金利息に対して4割近い比率を維持しており（運用益は都市銀よりよい）、費用を勘案すれば貸付より債券保有のほうが、効率が良いビジネスである可能性がある。こうした点は、地方の産業の頑健さが反映された結果である可能性もあろう。

### 3. 小括

上記検討してきた通り、ドイツにおいては、規制の面からは投資に関するものを除き、他業へ参入することを禁止する制度はないが、預金保護に基づく監督強化や預金受け入れを業として行う場合にグループ全体の規制が強化されることなど、コストが嵩むため、既存の主な銀行は他業をビジネスとして行っておらず、逆に事業会社のグループ内銀行は一般顧客を対象としていない。そして、貯蓄の大半を集めている銀行は公的銀行であり、商業銀行は国際的な投資業務にシフトしている。

日本の銀行、ひいては世界の銀行一般の将来的ビジネスモデルについては、平成年間における不良債権処理のなかで多くの提言がなされたが<sup>57</sup>、近年では低金利による競争力低下と規制コストを意識した様々な分析や<sup>58</sup>提言<sup>59</sup>が存在する。日本では、金利が低下しているが預貯金の減少が伴わず、有望で安定的な貸付先が不足する傾向にある。日銀の貸出金統計は、2018年末に500兆円を超え、1997年以来の高水準を記録したが、東京商工リサーチのデータから算出すると国内行の18年3月期の貸出金利ざや<sup>60</sup>は0.25%で5年前より0.28ポイント低く、500兆円台の融資があっても収益は5年前より1兆4千億円ほど少なくなる状態であるという<sup>60</sup>。信用の低い事業者への低利回りで貸し出せば財務体質が悪化する。また、個人向け貸し出し（カードローンや不動産投資）や地方債購入にも限界が生じている<sup>61</sup>。また、金利低下を原因として貸

<sup>57</sup> Takeo Hoshi and Anil K Kashyap, “Solutions to Japan’s Banking Problems: What might work and what definitely will fail” July 23, 2004 draft <http://www.ier.hit-u.ac.jp/~iwaisako/solutions/Hoshi-Kashyap072304.pdf>,

Ash Demirgüç-Kunt and Harry Huizinga, “Determinants of Commercial Bank Interest Margins and Profitability: Some International Evidence” The World Bank Economic Review Vol. 13, No. 2 (May, 1999), pp. 379-408,

<sup>58</sup> Tu DQ.Le & Thanh Ngo, “The determinants of bank profitability: A cross-country analysis” Central Bank Review Volume 20, Issue 2, June 2020, Pages 65-73, <https://doi.org/10.1016/j.cbrev.2020.04.001>

<sup>59</sup> 国内ないしEU域内での銀行の統合を提言するものとして、“Challenges for bank profitability” Speech by Luis de Guindos, Vice-President of the ECB, OMFIF City Lecture, London, 1 May 2019

<sup>60</sup> 「銀行融資、危うい復調 20年ぶり500兆円台」2019/02/09 日経新聞

<sup>61</sup> 「銀行カードローンに逆風 融資残高8年ぶり減少」2019/3/18 日経新聞、スルガ銀行貸し付けスキャンダルなど。

し付けの審査力の低下といった長期的影響も言われている。欧州中央銀行（ECB）も、2014年以降、マイナス金利を導入し、ユーロ圏の民間銀行がECBに支払う利払いが高くなっている。このことは民間銀行の利鞘（スプレッド）を圧縮する方向に働く。

そうした背景は世界共通と考えられるが、提言としては再編による効率化や手数料収入による安定性の向上が言われ、銀行による他業への進出を促すものは見られない。ドイツでもそうした議論が見られないが、これは、一つにはマクロでも、また各金融機関グループのバランスシートを見ても、銀行への資金需要が旺盛である点に原因があるかもしれない。単一金融政策により、ドイツの経済はいわばマルク安に固定されたような状態であり、安定的に経常黒字が生じている。

貸付があっても金利自体が低くなれば収益性の漸減傾向がみられることになる（州銀行を除いた貯蓄銀行の利鞘は2010年2.2%→2017年1.9%）。ドイツでは個人向けの銀行口座にもマイナス金利が導入される例が増えており、また通常口座維持手数料が引き落とされている<sup>62</sup>。この手数料が許容される環境であることが、金融機関の垣根の再設計の議論が起こらないもう一つの理由かもしれない。ドイツの貯蓄銀行は費用支出も多く、利鞘収入を相殺しているが、手数料収入の比率が日本より高く（保険・金融商品の販売やデビットカード含めたオンライン決済利用料など）によって利益を確保している。銀行のネットワークを生かしてデビットカードに競争力があるのに加え、類似の決済サービスの利用料などとの競争を通じて、手数料ビジネスへの転換が進んでいくことも考えられる。

さらに、破綻処理や再編についてのドイツの銀行の選択肢は、日本にとって参考になる部分が少ないように思われる。貯蓄銀行グループのうち州銀行は、規模としては本来4メガバンクの次に位置する規模を有し、またビジネスモデルは貯蓄銀行型で安定的であるが、もともと利鞘が低く（2010年0.68%、2017年0.73%）、州政府の中央銀行として機能してきたことがあり、州政府の資金需要低下や融資先の不良債権化<sup>63</sup>もあって業績不振に陥りやすい状態になっている<sup>64</sup>。他方で地方政府による財政的援助は、EUの資本の流れの自由化の観点から批判の対象となりうる。そのため、州銀行は、しかし、貯蓄銀行グループは公的銀行に位置づけられており、

<sup>62</sup>当初は高額預金だけが対象であったが、一部の銀行で金額に関わりなく、決済口座（Girokonto）でもマイナス金利が開始され（2017年6月7日、フォルクスバンク・ロイトリングがジロkontoに残高1ユーロから、-0.5%の金利を開始。これに対し、ドイツ連邦消費者中央連盟（Verbraucherzentrale）が警告し、6月27日に同銀行はマイナス金利を撤回）消費者連盟との裁判となり、2018年1月27日に、チュービンゲン州裁判所で判決が出され、従来の契約に反するという理由で銀行が敗訴している。また、フランクフルトのオーバーランド裁判所は、2019年2月に、銀行の口座基礎手数料は月あたり8.99ユーロ、振込手数料は1.5ユーロを上限とする、という判決をだし、消費者連盟がこれに反するドイツ銀行を批判しているという。代田・112・126頁。

<sup>63</sup>ドイツ北部の州銀行は、ドイツ海運業向けの約1,000億ドル（民間銀行も含む）の貸付に失敗するなど（アジア系海運会社との価格競争に勝てなかった）、資産の健全性を損なったとされる。

<sup>64</sup>州立銀行は個別に年次報告書を発行しているが、ノルド銀行2019年レポートの場合、損益計算書上子収入10億2400万ユーロ、手数料収入7700万ユーロ、金融資産評価収益2億100万ユーロなどとなっている一方、事務コストは9億7000万ユーロ、特別損失としてリストラ結果が3億4100万ユーロのマイナス、同費用が1億1800万ユーロとあって、最終的な税引前の損益は3000万ユーロの赤字になっている。さらに、これは単年度ではなく前年度には子収入12億2900万ユーロに対して評価損18億9300万ユーロを計上したこと等で税引前21億700万ユーロの赤字を計上している。総資産は2018年末1540億ユーロから2019年末1396億ユーロに減少している。

そのため、州銀行は再編による危機回避か民営への移管（公的保証撤廃後には「バッドバンク」を用いた債務整理）を選択することになる<sup>65</sup>。だが、預金保険システムおよびそれに付随する健全化措置を異にする通常の民間銀行との再編には困難が伴うため（移管にEUの認可が必要）、EUからは再編へ向け干渉が強まっているという<sup>66</sup>。株式による民営化を行っても、その傘下（州銀行は同一州内の貯蓄銀行の口座を持ち、銀行間の決済を行っている）の貯蓄銀行が公的銀行のままであるため、売却後の業務の効率化等が起こりにくくなる一方で<sup>67</sup>、貯蓄銀行間の決済などの公的業務の存続にも不安が生ずるため、州銀行には事実上早期再編以外の健全化手法が残されていない<sup>68</sup>。日本の地銀にはこのような制約はないため、取るべき手法を考慮する余地がまだ残されているように思われる。

以上

---

<sup>65</sup> 齋田温子「ドイツの州立銀行再編の動き」（<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2008/2008win11.pdf>）従来、州政府は「保証義務」（デフォルト時の債務の無制限引き受け）および維持義務（常に債務を履行できるように政府が責任を負い、支払い不能の際に資本注入や流動性供給の義務を果たす）を負担してきたが、公的保証は不公正な競争を招くとの2001年5月8日EU委員会勧告を受け、2005年7月18日までに撤廃することが連邦政府とEU委員会との間で合意された。

<sup>66</sup> （2010年9月27日ロイター通信によれば、EU委員会は、ドイツ州立銀行（ウエストLB・バイエルン）の存続可能性に疑念を抱き、合併を促したという）

<sup>67</sup> 代田・118頁によればHSHノルド銀行はリーマンショック時に州政府から受けた資本注入や保証をEU委員会から批判され、2018年2月までの民営化を指示され、サーベラスとJCフラワーズに売却された。売却前に州政府は株式を85%保有していたが、売却後にはサーベラスが40.3%、JCFlowersが38.3%、その他の民間投資家が2.4~12%を取得することとなったという。

<sup>68</sup> 代田・121頁。

別紙1・ドイツ銀行の財務体質

(unless stated otherwise)	in € m.			2013 increase (decrease)		2012 increase (decrease)	
	2013	2012	2011	in € m.	From 2012 in %	in € m.	from 2011 in %
Net interest income	14,834	15,975	17,445	(1,141)	(7)	(1,470)	(8)
Provision for credit losses	2,065	1,721	1,839	344	20	(118)	(6)
Net interest income after provision for credit losses							
Losses	12,769	14,254	15,606	(1,485)	(10)	(1,352)	(9)
Commissions and fee income <sup>1</sup>	12,308	11,809	11,878	500	4	(69)	(1)
Net gains (losses) on financial assets/liabilities at fair value through profit or loss <sup>1</sup>	3,817	5,608	2,724	(1,791)	(32)	2,884	106
Net gains (losses) on financial assets available for sale	394	301	123	93	31	178	145
Net income (loss) from equity method investments	369	163	(264)	206	127	427	N/M
Other income (loss)	193	(120)	1,322	313	N/M	(1,442)	N/M
Total noninterest income	17,082	17,761	15,783	(679)	(4)	1,978	13
Total net revenues <sup>2</sup>	29,850	32,015	31,389	(2,164)	(7)	626	2
Compensation and benefits	12,329	13,490	13,135	(1,160)	(9)	355	3
General and administrative expenses	15,126	15,017	12,657	110	1	2,360	19
Policyholder benefits and claims	460	414	207	46	11	207	100
Impairment of intangible assets	79	1,886	0	(1,808)	(96)	1,886	N/M
Restructuring activities	399	394	0	5	1	394	N/M
Total noninterest expenses	28,394	31,201	25,999	(2,807)	(9)	5,202	20
Income before income taxes	1,456	814	5,390	642	79	(4,576)	(85)
Income tax expense	775	498	1,064	277	56	(566)	(53)
Net income	681	316	4,326	365	116	(4,010)	(93)
Net income attributable to noncontrolling interests	153	194	(37)	(71)		(141)	(73)
Net income attributable to Deutsche Bank shareholders	666	263	4,132	403	154	(3,869)	(94)

N/M – Not meaningful

<sup>1</sup> Prior periods have been restated. For further detail please refer to Note 1 “Significant Accounting Policies and Critical Accounting Estimates” of this report.

<sup>2</sup> After provision for credit losses.

別紙2

鬼頭・沢井98頁より・主なドイツの預金保護スキーム

	対象金融機関	運営機関	設立年
定スキーム (EdB/EdÖ)	商業銀行※1	ドイツ銀行協会 (BdB)	1998
	公的銀行※2	ドイツ公的銀行協会 (VÖB)	1998
任意スキーム (ESF)	商業銀行※3	ドイツ銀行協会 (BdB)	1976
	公的銀行※4	ドイツ公的銀行協会 (VÖB)	1994
機関保護スキーム (IPS)	貯蓄銀行※5	貯蓄銀行協会 (DSGV)	19 9
	協同組織金融機関※6	協同組織金融機関連合会 (BVR)	1934

注：この他民間の住宅ローン組合による任意の預金保護基金 (Bausparkassen-Einlagensicherungsfonds. e.v.)。

※1 ①商業銀行、②民間の住宅ローン組合 (Bausparkassen)、③欧州経済域外に本店を持つ外国銀行の在独支店が対象、加盟金融機関は 204 機関 (2014 年現在)。加盟金融機関の破綻に伴う預金者への払い戻しは FSB (2012) によると過去 10 年間に 9 件、ほとんどが小規模銀行。

※2 連邦及び州が運営する開発銀行、州立銀行など 63 機関がメンバーとなっているが、リテール預金などの預金を取り扱う機関は少なく、法定スキームに加盟する金融機関は 18 機関にとどまる。加盟金融機関の破綻に伴う預金者への払い戻しを行ったことはない。公的銀行は、基本的に州・地方ごとに顧客 (clients) を持ち、国内の他の地域で営業することが許されていないため、商業銀行のようなクロスボーダーの問題は基本的に発生しない。

※3 ①商業銀行、②欧州経済域外に本店を持つ外国銀行の支店で、約 165 機関が加盟。保護限度額は、法定スキームの保護限度額を超える部分につき、1 預金者あたり当該金融機関の自己資本 (liable capital) の 20%相当額 (2020 年以降は 15%、2025 年以降は 8.75%に、それぞれ引き下げ予定)。

※4 預金取扱業務を行っている公的銀行で、2015 年では 11 機関が加盟。保護限度額は、法定スキームの保護限度額を超える部分について、基金の総積立額に応じて決める。このため、事前に一定の額を決めているものではない。

※5 DSGV は貯蓄銀行と州立銀行及び州立住宅建築貯蓄銀行 (Landesbausparkassen) が対象金融機関である。IPS として 13 の保証基金 (guarantiefunds) (貯蓄銀行に対応する地域ごとの 11 基金と、州立銀行 35、州立住宅建築貯蓄銀行それぞれに対応する基金) を保有、全国レベルのネットワークを DGSV が運営。破綻防止を目的としたスキームのため、明示的な保護限度額の設定はないが、これまでに加盟金融機関が支払不能 (default) に陥ったことはない。

※6 BVR は、ドイツの全ての協同組織金融機関 (個別の協同組織金融機関と DZ Bank および WGZ Bank の 2 つの中央機関) が対象となっている。貯蓄銀行協会による IPS と同じく、破綻防止を目的としたスキームのため、明示的な保護限度額の設定はない。また、創設以来、

加盟金融機関の破綻事例はない。BVR では、破綻防止のための加盟金融機関のリスク管理を行っており、加盟金融機関からリスクに基づく保険料を徴収している。また、BVR は、保険料をベースとした保証基金 (Guarantee Fund) により資金援助 (financial assistance) を実施するが、さらに加盟機関による保証の発行により保証ネットワーク (Guarantee Network) を構築しており、これらによって加盟機関を保護している。

別紙3 ベルリン貯蓄銀行の料金表



Regelsätze im standardisierten Privatkundengeschäft

Zentraler Kundenservice · Telefon: (030) 869 869 69

**Sparkonten 定期預金口座**

**Zinssatz für Sparkassenbuch Gold Online** オンライン金利  
Grundverzinsung für Beträge bis 2.500 Euro 2500ユーロまでの基本金利 **0,01 % p.a.**

Beträge über: werden verzinst mit	Beträge über: werden verzinst mit
2.500 Euro <b>0,01 % p.a.</b>	10.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>
5.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>	25.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>

Die Betragstaffel ist variabel. (金額のスケールは可変)

**Zinssatz für Sparkassenbuch Gold** 通常金利  
mit 3-monatiger Kündigungsfrist 3か月の通知期間 **0,01 % p.a.**

**Zinssatz für Spareinlagen**  
mit 3-monatiger Kündigungsfrist (gilt nur noch für Altverträge古い契約にのみ適用) **0,01 % p.a.**  
mit 6- bis 48-monatiger Kündigungsfrist (gilt nur noch für Altverträge) **0,05 % p.a.**

**Zinssatz für Kapitalsparen**  
Grundverzinsung für Beträge bis 2.500 Euro **0,01 % p.a.**

Beträge über: werden verzinst mit	Beträge über: werden verzinst mit
2.500 Euro <b>0,01 % p.a.</b>	10.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>
5.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>	25.000 Euro <b>0,01 % p.a.</b>

Die Betragstaffel ist variabel.

**Zinssatz für vermögenswirksame Spareinlagen** **0,01 % p.a.**

**Zinssatz für Zielsparen / Vorsorgesparen (Altverträge)**  
zzgl. einer jährlichen Prämie auf die Sparleistung des abgelaufenen Sparjahres (laufzeitabhängig). **0,01 % p.a.**

**Vorschusszins (事前利息)**  
Für die ausnahmsweise vorzeitige Rückzahlung von Spareinlagen sind Vorschusszinsen in Höhe von 1/4 des jeweils für die betreffende Spareinlage geltenden Zinssatzes bis zum Ablauf der Kündigungsfrist (max. 900 Tage) zu entrichten. 早期解約の場合、適用金利の4分の1の支払

Vom Sparkassenbuch Gold, von Kapitalsparkonten und Spareinlagen mit 3-monatiger Kündigungsfrist können – soweit nichts anderes vereinbart wurde – ohne Kündigung bis zu 2.000 Euro für jedes Sparkonto innerhalb von einem Kalendermonat abgehoben werden. 1か月以内の引出し可  
Auflösung eines Sparkontos 普通預金口座の解約 **kostenlos**

**Tagesgeldkonto** **0,00 % p.a.**

**Tagesgeldkonto** 当座預金口座 **kostenlos**

**Kontoführung** 口座管理手数料 **kostenlos**

Vordruck 2005 (Bl.1)

**Privatkonten 個人口座**

**Zinssatz für Guthaben**  
Für Inhaber eines Sparkontos bis zum vollendeten 12. Lebensjahr von 0,01 Euro bis 1.000 Euro **3,00 % p.a.**  
von 1.000,01 Euro bis unendlich **0,01 % p.a.**

**Überziehungskredit** 当座貸越  
Solzinssatz für Dispositionskredite (eingeräumte Kontoüberziehung) **10,50 % p.a.**  
Solzinssatz für sonstige Kontoüberziehungen (geduldetete Kontoüberziehung)<sup>1)</sup> **10,50 % p.a.**

**Kontoführung** 口座管理 **im Monat 7,00**

**Giro Pauschal** ジロ定額制料金  
inklusive Zahlungsverkehrs-Service (z.B. Daueraufträge, Einzugsermächtigungen), Direkt-Banking  
– zzgl. für jede Münzeinzahlung (Safebag) **7,50**

**Giro Digital** ジロデジタル  
– zzgl. für jeden Überweisungsauftrag am Kontoservice-Terminal, per Telefon-Banking oder per Beleg **2,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Dauerauftragseinrichtung, -änderung beim Berater **2,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Bargeldeinzahlung an der Kasse **2,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Bargeldauszahlung an der Kasse **2,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Münzeinzahlung (Safebag) **7,50**  
– zzgl. für jeden Kontoauszug über den Kontoauszugsdrucker **2,00**

**Giro Individual** ジロ個別 **im Monat 1,00**

– zzgl. für jede Gut- und Lastschrift **0,30<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jeden Überweisungsauftrag per Telefon-Banking oder Online-Banking **0,30<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jeden Überweisungsauftrag am Kontoservice-Terminal oder per Beleg **0,60<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Dauerauftragseinrichtung, -änderung beim Berater **0,60<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Bargeldein- und auszahlung am institutseigenen Geldautomaten **0,30<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Bargeldeinzahlung an der Kasse **1,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Bargeldauszahlung an der Kasse **1,00<sup>2)</sup>**  
– zzgl. für jede Münzeinzahlung (Safebag) **7,50**  
– zzgl. für jeden Kontoauszug über den Kontoauszugsdrucker **0,60**

Für Schüler, Auszubildende, Wehr-/Zivildienstleistende und Studenten, ab Vollendung des 18. Lebensjahres bis zur Vollendung des 25. Lebensjahres **kostenlos**

**Basiskonto** 基本口座  
Basiskonten werden in allen oben genannten Kontomodellen geführt **kostenlos**

Stand: 14.02.2020

	EUR	Allgemeine Zahlungsverkehrsleistungen 一般決済サービス	EUR
<b>Das Startkonto 開始口座</b> Für Jugendliche bis zur Vollendung des 18. Lebensjahres	<b>kostenlos</b>	<b>Bargeldauszahlungen an eigene Kunden an Geldautomaten der Berliner Sparkasse</b> 当行ATM引出 mit unserer Sparkassen-Card (Debitkarte) mit unserer Kreditkarte	<b>kostenlos</b> 2 % vom Umsatz, mind. 7,50
<b>Rechnungsabschluss</b> Der Rechnungsabschluss erfolgt vierteljährlich, jeweils zum Ultimo März, Juni, September und Dezember.		<b>Bargeldauszahlung mit der Sparkassen-Card (Debitkarte) an Geldautomaten bei fremden Zahlungsdienstleistern (ZD) an eigene Kunden</b> 外部ATM・デビットカード払い bei Sparkassen und Landesbanken, die am Heimatsparkassenmodell teilnehmen bei ZD im EWR <sup>1</sup> , die ein direktes Kundenentgelt <sup>2</sup> erheben	<b>unentgeltlich</b>
<b>Karten カード</b>		bei ZD im EWR <sup>1</sup> , die kein direktes Kundenentgelt <sup>2</sup> erheben – Verfügungen in den Zahlungssystemen Maestro/Cirrus oder V PAY/Plus-System in Euro	2 % vom Umsatz, mind. 7,50
<b>Ausgabe einer Sparkassen-Card (Debitkarte)</b> デビット発行 (im Kontomodell Giro Pauschal ist eine Karte kostenfrei enthalten)	im Jahr 8,50	bei ZD im EWR <sup>1</sup> , in Fremdwährung im Maestro/Cirrus oder V PAY/Plus-System	2 % vom Umsatz, mind. 7,50
<b>Ausgabe einer Kreditkarte</b> クレジット発行 Zweit-/Zusatzkarte Classic Inklusive Reise-BuchungsService mit 6 % Rückerstattung auf den Reisepreis, kostenlose Bargeldabhebung im Ausland.	im Jahr 39,00 im Jahr 29,00	bei ZD außerhalb des EWR <sup>1</sup> im Maestro/Cirrus oder V PAY/Plus-System	2 % vom Umsatz, mind. 7,50
<b>Ausgabe einer Kreditkarte Gold</b> ゴールドカード Zweit-/Zusatzkarte Gold Inklusive Reise-BuchungsService mit 6 % Rückerstattung auf den Reisepreis, kostenlose Bargeldabhebung im Ausland.	im Jahr 78,00 im Jahr 59,00	<b>Bargeldauszahlungen an Geldautomaten/Schaltern für Kreditkarten der Berliner Sparkasse bei fremden ZD</b> クレジット等利用でATM窓口での現金引出 im Inland	2 % vom Umsatz, mind. 7,50
Guthabenverzinsung	0,10 %	im Ausland	<b>kostenlos</b>
Die Zinssätze der Kreditkarten sind variabel.		Lotto-, Wett- und Casinosätze werden wie Bargeldumsätze behandelt. Bitte beachten Sie, dass z. B. Betreiber von Geldautomaten oder auszahlende Bankfilialen eigene Gebühren erheben können.	
<b>Ausgabe einer Visa Card Basis (Debitkarte)</b> – bis zur Vollendung des 21. Lebensjahres – ab dem 22. Lebensjahr	<b>kostenlos</b> im Jahr 42,00	<b>Bargeldinzahlungen zugunsten Dritter (eigene Kunden)</b> auf Konten bei uns	<b>3,00</b>

Vordruck 2005 (Bl.2)

Stand: 14.02.2020

**S-Privatkredit**

	von	bis
Kreditbeträge	1.000 EUR	80.000 EUR
Laufzeiten	12 Monate	84 Monate
Effektiver Jahreszins bei einer Laufzeit von 36 Monaten	3,99 %	11,99 %*
Effektiver Jahreszins bei einer Laufzeit von 80 Monaten	3,99 %	11,99 %*
<b>Gesamtkosten</b> bei Laufzeit von 36 Monaten pro 500 EUR Kreditbetrag:	ab 31,63 EUR	
Beispiel: Kreditbetrag	10.000 EUR	
Laufzeit	36 Monate	
Effektiver Jahreszins	3,99 %*	

\* bonitätsabhängig

**S-Autokredit**

	von	bis
Kreditbeträge	2.500 EUR	80.000 EUR
Laufzeiten in der Variante classic	12 Monate	84 Monate
Laufzeiten in der Variante varrio	12 Monate	48 Monate
Effektiver Jahreszins bei einer Laufzeit von 36 Monaten	4,99 %	4,99 %
Effektiver Jahreszins bei einer Laufzeit von 60 Monaten	4,99 %	4,99 %
<b>Gesamtkosten</b> bei Laufzeit von 36 Monaten pro 500 EUR Kreditbetrag:	ab 38,50 EUR	
Beispiel: Kreditbetrag	10.000 EUR	
Laufzeit	36 Monate	
Effektiver Jahreszins	4,99 %	

**Hinweis:** Unsere Berater erstellen Ihnen gern ein individuelles Angebot für Ihren Finanzierungswunsch. Vertragspartner ist die S-Kreditpartner GmbH.

**Wertpapiere**

Die Darstellung enthält lediglich einen Auszug der Preise für das Depot Classic – die Preise für weitere Wertpapierdienstleistungen sowie unsere Depotmodelle Depot Direkt und Depot Komfort finden Sie unter [www.berliner-sparkasse.de/preise](http://www.berliner-sparkasse.de/preise)

**An- und Verkauf**

Ordererteilung beim Berater  
– Aktien

– Verzinliche Wertpapiere

– Investmentfonds außerbörslich

Limiterteilung/-änderung

Verwahrung und Verwaltung

Girosammelverwahrung

Wertpapierrechnung

EUR
9,90 EUR Grundpreis Zzgl. 1% vom Kurswert
9,90 EUR Grundpreis Zzgl. 0,5% vom Kurswert
Zum jeweiligen Ausgabe- bzw. Rücknahmepreis
kostenlos
Abrechnung und Belastung vierteljährlich auf Basis des Bestands zum jeweiligen Quartalsende
Grundpreis je Depot 24,00 EUR p.a. (6,00 EUR p.Q.)
Der Grundpreis je Depot enthält bei Vorliegen eines Fondssparplans ab 100,00 EUR p.H. – gilt nicht für Immobilienfonds und ETFs
0,18% vom Kurswert Mind. 6,00 EUR p.a. je Posten (1,50 EUR p.Q.)
0,18% vom Kurswert Mind. 6,00 EUR p.a. je Posten (1,50 EUR p.Q.)

**Hinweis:** Porti, sonstige Auslagen und Abwicklungskosten sind in den obigen Sätzen nicht enthalten. Sie werden separat abgerechnet, auch bei ansonsten kostenfreier Kontoführung. Die Preise für weitere Dienstleistungen und die Wertstellungsregelungen im normalen Geschäftsverkehr mit Privatkunden entnehmen Sie bitte dem Preis- und Leistungsverzeichnis.

Die Berliner Sparkasse gehört dem Sicherungssystem der Deutschen Sparkassen-Finanzgruppe an. Weitere Hinweise erhalten Sie unter Nr. 28 unserer Allgemeinen Geschäftsbedingungen oder über [www.dsgv.de/sicherungssystem](http://www.dsgv.de/sicherungssystem).

<sup>1</sup>EWR-Staaten derzeit: Belgien, Bulgarien, Dänemark, Deutschland, Estland, Finnland, Frankreich, Griechenland, Irland, Island, Italien, Lettland, Lichtenstein, Litauen, Luxemburg, Malta, Niederlande, Norwegen, Österreich, Polen, Portugal, Rumänien, Schweden, Slowakei, Slowenien, Spanien, Tschechische Republik, Ungarn, Vereinigtes Königreich von Großbritannien, Nordirland, Zypern.

<sup>2</sup>Wird nur erhoben, wenn die Buchungen vereinbarungsgemäß und im Auftrag des Kunden erfolgen. Für fehlerhafte Buchungen sowie Korrektur- und Stornobuchungen wird kein Entgelt erhoben.

<sup>3</sup>Geduldete Kontoüberziehung bedeutet, dass der Kunde mit einer Verfügung sein Guthaben oder die ihm eingeräumte Kontoüberziehung überschreitet. Die Verfügung wird trotzdem ausgeführt und das Konto entsprechend belastet.

<sup>4</sup>Die Höhe des direkten Kundenentgelts vereinbart der automatenbetreibende ZD vor Auszahlung des Verfügungsbetrages mit dem Karteninhaber am Geldautomaten.

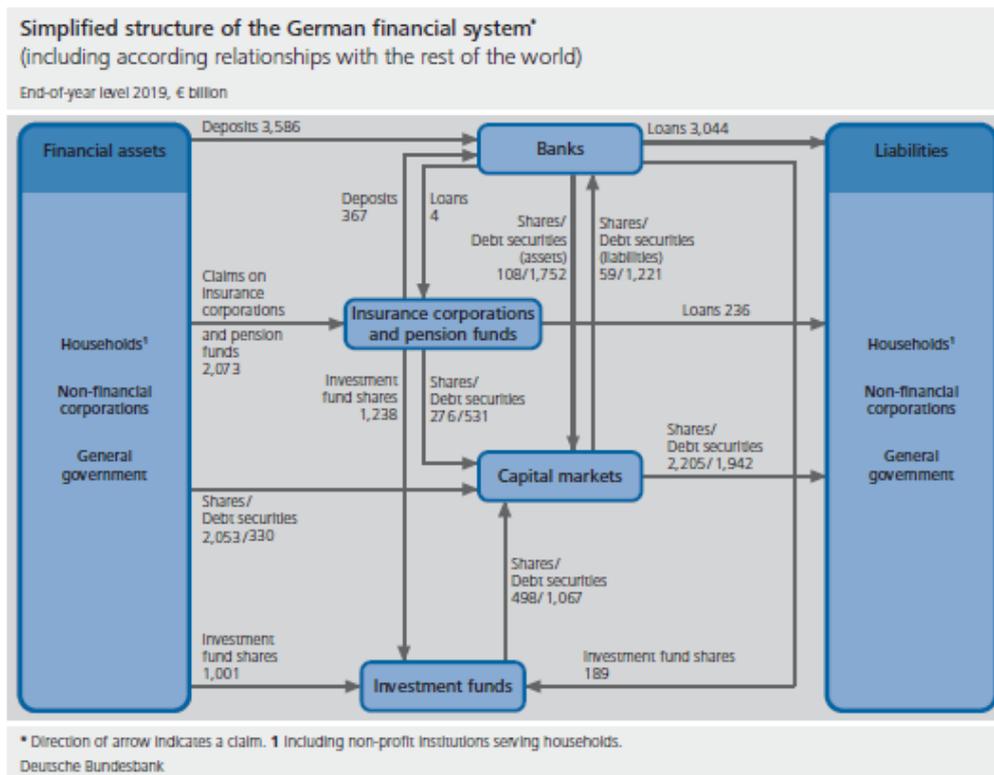
<sup>5</sup>In diesen Fällen wird uns als Kartenherausgeber regelmäßig ein sog. Interbankentgelt berechnet.

<sup>6</sup>Für Bargeld- und -auszahlungen an der Kasse sind zusammen 5 Freiposten monatlich inklusive.

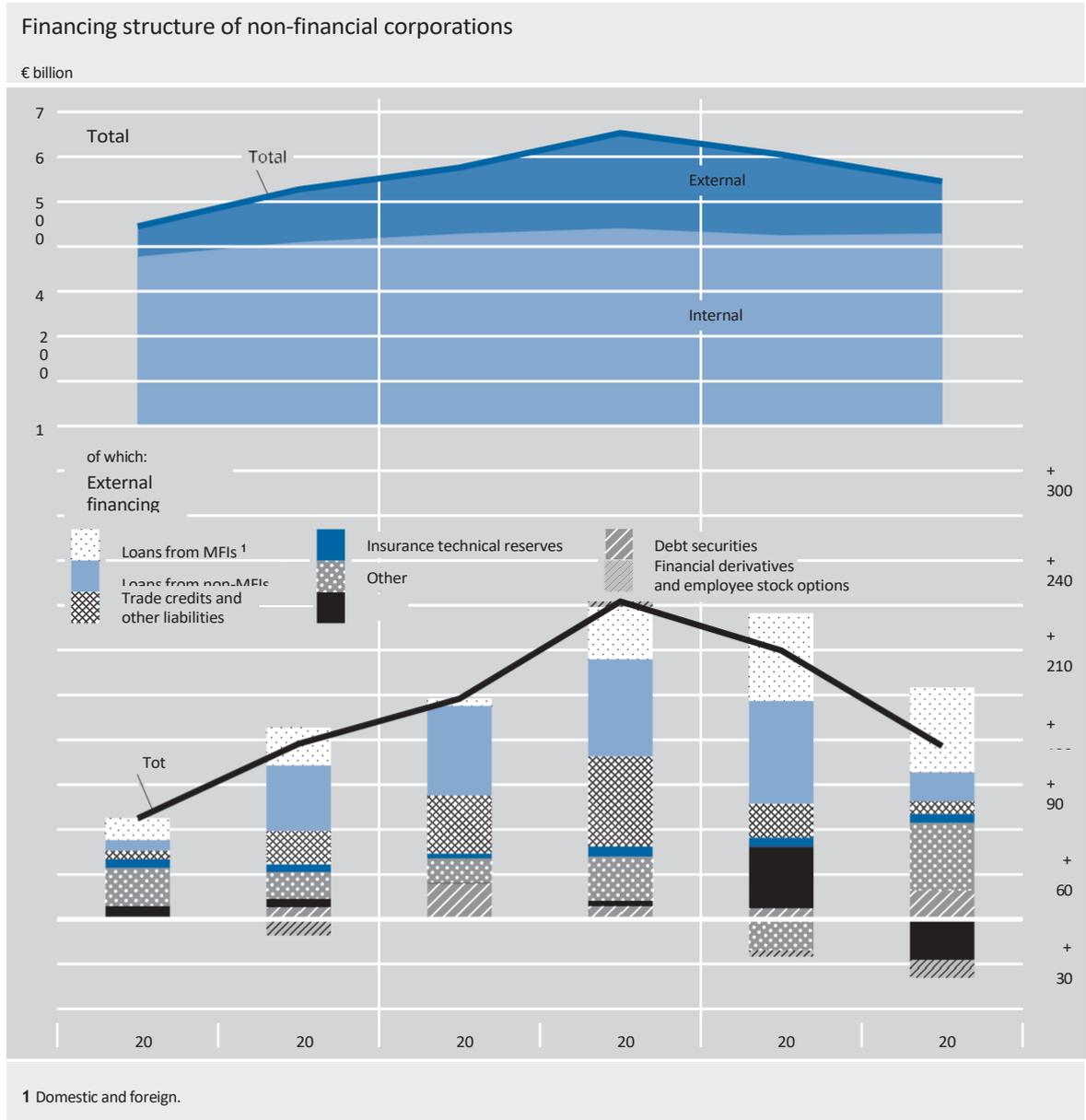
Vordruck 2005 (Bl.3)

Stand: 01.02.2020

別紙4 ドイツの資金循環統計



(下記リンク 2020年統計 6頁の図)



同 15 頁の図

<https://www.bundesbank.de/resource/blob/813338/82f556f5255482cbd265c6c124fae77f/mL/0-finanzierungsrechnung-data.pdf>

(統計一般につき

<https://www.bundesbank.de/en/statistics/macroeconomic-accounting-systems/financial-accounts/financial-accounts-792676>) 別紙 5

Aggregierte Gewinn- und Verlust-Rechnung der Sparkassen-Finanzgruppe\*

	2018 <sup>1</sup> in Mio. Euro	2017 in Mio. Euro
<b>正味受取利息 Zinsüberschuss</b>	<b>28.860</b>	29.793
受取利息 Zinsertrag	56.807	56.251
支払利息 Zinsaufwand	27.947	26.458
<b>正味手数料収入 Provisionsüberschuss</b>	<b>8.903</b>	8.723
手数料収入 Provisionsertrag	11.647	11.336
手数料支払 Provisionsaufwand	2.744	2.613
<b>金融取引による純利益 Nettoergebnis aus Finanzgeschäften</b>	<b>671</b>	1.065
<b>管理費 Verwaltungsaufwand</b>	<b>27.506</b>	27.364
人件費 Personalaufwand	16.246	16.092
その他の管理費 Sachaufwand	11.260	11.272
<b>その他の経営成績 Sonstiges betriebliches Ergebnis</b>	<b>127</b>	237
<b>評価前営業利益 Betriebsergebnis vor Bewertung</b>	<b>11.055</b>	12.455
評価結果 (投資除く) Bewertungsergebnis (ohne Beteiligungen)	-4.002	-2.063
<b>評価後営業利益 Betriebsergebnis nach Bewertung</b>	<b>7.053</b>	10.392
雑および特別損益 Saldo andere und außerordentl. Erträge / Aufwendungen <sup>2</sup>	-4.103	-4.697
うち基金繰り入れ darunter: Zuführungen zum Fonds für allgemeine Bankrisiken gemäß § 340g HGB <sup>3</sup>	-3.923	-5.393 <b>J税</b>
<b>引前利益 Jahresüberschuss vor Steuern</b>	<b>2.950</b>	5.694
法人所得税 Steuern vom Einkommen und Ertrag	3.161	3.363
<b>税引後当期純利益 Jahresüberschuss nach Steuern</b>	<b>-213</b>	2.331
うち貯蓄銀行の税引き後純利益 davon Jahresüberschuss nach Steuern der Sparkassen	1.796	2.110
うち州銀行の税引き後純利益 davon Jahresüberschuss nach Steuern der Landesbanken	-2.035	187
うち Landesbausparkassenの税引き後純利益 davon Jahresüberschuss nach Steuern der Landesbausparkassen	26	33
<b>株主資本利益率 Eigenkapitalrentabilität</b>	in %	in %
税引前 vor Steuern	4,1	6,9
税引後 nach Steuern	2,2	4,8
<b>経費率 Cost-Income-Ratio (operative Erträge)</b>	<b>71,3</b>	68,7

\* Sparkassen-Finanzgruppe: 1. Sparkassen, 2. Landesbanken ohne Auslandsfilialen, ohne in- und ausländische Konzerntochtergesellschaften, ohne LBS, 3. Landesbausparkassen (rechtlich selbstständige LBS und rechtlich unselbstständige Abteilungen der Landesbanken) sowie die noch im Sicherungssystem verbleibende Hamburg Commercial Bank (ehemalige HSH Nordbank).

<sup>1</sup> Vorläufige Zahlen aus teilweise noch nicht testierten Jahresabschlüssen gemäß HGB, Rundungsdifferenzen möglich.

<sup>2</sup> Darin enthalten sind der Saldo aus Gewinnen aus der Veräußerung von Finanzbeteiligungen und Wertpapieren des Anlagevermögens, Abschreibungen auf / Zuschreibungen zu Finanzbeteiligungen und Wertpapieren des Anlagevermögens sowie Veränderungen des Fonds für allgemeine Bankrisiken gemäß § 340g HGB (Zuführungen zum Fonds für allgemeine Bankrisiken mit negativem Vorzeichen).

<sup>3</sup> Die Zuführungen zum Fonds für allgemeine Bankrisiken gemäß § 340g HGB werden hier – wie in der „originären“ GuV gemäß HGB – als das Jahresergebnis verringernde Aufwendungen berücksichtigt.

Quelle: Betriebsvergleich der Sparkassen, Geschäftsberichte der Landesbanken (Einzelabschlüsse gemäß HGB), DSGVO/Bundesgeschäftsstelle der Landesbausparkassen, Deutsche Bundesbank.

Aggregierte Bilanz der Sparkassen-Finanzgruppe\*

	Bestand 31.12.2018 in Mio. Euro	Bestand 31.12.2017 in Mio. Euro
<b>資産 Aktiva</b>		
現金準備 Barreserve <sup>1</sup>	<b>104.487</b>	86.446
うち中央銀行残高 darunter Guthaben bei Zentralnotenbanken	92.114	75.771
財務省短期証券 Schatzwechsel <sup>2</sup>	<b>0</b>	0
有価証券 Wechsel	<b>0</b>	0
金融機関 (MFI) への債権 Forderungen an Banken (MFIs)	<b>268.628</b>	271.056
非金融機関への債権 Forderungen an Nichtbanken (Nicht-MFIs)	<b>1.254.119</b>	1.212.232
債券 Schuldversch. u. a. festverzinsliche Wertpapiere	<b>328.192</b>	330.941
株式 (非債券) Aktien u. a. nicht festverzinsliche Wertpapiere	<b>100.105</b>	98.670
持分 Beteiligungen	<b>14.091</b>	14.373
関係会社株式 Anteile an verbundenen Unternehmen	<b>10.152</b>	9.781
信託資産 Treuhandvermögen	<b>9.304</b>	9.769
補償請求 Ausgleichsforderungen	<b>0</b>	0
有形固定資産 Sachanlagen	<b>11.743</b>	11.831
その他資産 Sonstige Aktiva	<b>77.361</b>	84.367
<b>総資産 Summe der Aktiva</b>	<b>2.178.182</b>	<b>2.129.466</b>

\* Sparkassen-Finanzgruppe: 1. Sparkassen, 2. Landesbanken ohne Auslandsfilialen, ohne in- und ausländische Konzerntochtergesellschaften, ohne Landesbausparkassen, 3. LBS: rechtlich selbstständige LBS und rechtlich unselbstständige Abteilungen der

Landesbanken sowie die noch im Sicherungssystem verbleibende Hamburg Commercial Bank (ehemalige HSH Nordbank).

<sup>1</sup> Kassenbestand, Guthaben bei Zentralnotenbanken.

<sup>2</sup> Einschließlich unverzinslicher Schatzanweisungen und ähnlicher Schuldtitel öffentlicher Stellen.

<金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー DP2020-8 (2020年11月)>

	Bestand 31.12.2018 in Mio. Euro	Bestand 31.12.2017 in Mio. Euro
<b>負債 Passiva</b>		
銀行に対する負債 Verbindlichkeiten gegenüber Banken (MFIs)	<b>376.127</b>	369.612
非銀行に対する負債 Verbindlichkeiten gegenüber Nichtbanken	<b>1.280.220</b>	1.243.222
貯蓄 Spareinlagen	360.923	361.400
その他の負債 andere Verbindlichkeiten	919.297	881.821
証券化負債 Verbriefte Verbindlichkeiten	<b>203.107</b>	201.145
うち発行された債券 darunter: begebene Schuldverschreibungen	189.653	188.135
発行された短期証券 (CP) begebene Geldmarktpapiere	13.424	13.008
信託債務 Treuhandverbindlichkeiten	<b>9.304</b>	9.769
値の調整 (資産過剰評価の修正) Wertberichtigungen	<b>1.696</b>	2.250
引当金 Rückstellungen	<b>26.784</b>	26.186
劣後債務 Nachrangige Verbindlichkeiten	<b>17.970</b>	16.635
利益参加資本 Genussrechtskapital	<b>1.121</b>	1.370
エクイティ Eigenkapital <sup>3</sup>	<b>167.846</b>	161.491
その他の負債 Sonstige Passiva <sup>4</sup>	<b>94.008</b>	97.788
<b>総負債 Summe der Passiva</b>	<b>2.178.182</b>	<b>2.129.466</b>
偶発債務 Eventualverbindlichkeiten <sup>5</sup>	<b>0</b>	0
代金取立手形 Einzugswechsel	<b>2</b>	3
事業規模? Geschäftsvolumen	<b>2.178.184</b>	2.129.469
保証 Bürgschaften	<b>66.366</b>	61.989

<sup>3</sup> Dotationskapital und Rücklagen (einschl. Fonds für allgemeine Bankrisiken).

<sup>4</sup> Einschließlich Sonderposten mit Rücklagenanteil.

<sup>5</sup> Aus weitergegebenen abgerechneten Wechseln (einschl. eigener Ziehungen).

Quelle: DSGV, Bilanzstatistik / Geschäftsentwicklung der Sparkassen, der Landesbanken (ohne LBS, ohne Auslandsfilialen und ohne in- und

ausländische Konzerntochtergesellschaften) und der Landesbausparkassen.

別紙6 協同組合銀行の計算書類 [https://www.bvr.de/Press/Facts\\_and\\_figures](https://www.bvr.de/Press/Facts_and_figures)



### Consolidated income statement of the Cooperative Financial Network

Income statement	2019		2018		Change	
	euro million	% ATA	euro million	% ATA	euro million	%
Net interest income	18.185	1,36%	18.368	1,45%	-183	-1,0%
Allowances for losses on loans and advances	-832	-0,06%	-151	-0,01%	-681	451,0%
Net fee and commission income	7.092	0,53%	6.816	0,54%	276	4,0%
Gains and losses on trading activities	643	0,05%	461	0,04%	182	39,5%
Gains and losses on investments	961	0,07%	-913	-0,07%	1.874	> 100 %
Other gains and losses on valuation of financial instruments	226	0,02%	-122	-0,01%	348	> 100 %
Net income from insurance business	1.652	0,12%	863	0,07%	789	91,4%
Other net operating expense / income	394	0,03%	528	0,04%	-134	-25,4%
Administrative expenses	-18.142	-1,36%	-18.079	-1,43%	-63	0,3%
<b>Profit before taxes</b>	<b>10.179</b>	<b>0,76%</b>	<b>7.771</b>	<b>0,61%</b>	<b>2.408</b>	<b>31,0%</b>
Income taxes	-3.133	-0,23%	-2.369	-0,19%	-764	32,2%
<b>Net profit</b>	<b>7.046</b>	<b>0,53%</b>	<b>5.402</b>	<b>0,43%</b>	<b>1.644</b>	<b>30,4%</b>
Cost / income ratio	62,2%		69,5%		-7,3	percentage points



### Consolidated balance sheet of the Cooperative Financial Network

Assets	Dec. 31, 2019		Dec. 31, 2018		Change	
	euro million	% TA	euro million	% TA	euro million	%
Cash and cash equivalents	87.421	6,3%	75.169	5,8%	12.252	16,3%
Loans and advances to banks	22.439	1,6%	18.800	1,5%	3.639	19,4%
Loans and advances to customers	844.552	61,0%	794.916	61,5%	49.636	6,2%
Allowances for losses on loans and advances	-9.119	-0,7%	-8.988	-0,7%	-131	1,5%
Financial assets held for trading	44.335	3,2%	37.500	2,9%	6.835	18,2%
Investments	248.509	18,0%	239.083	18,5%	9.426	3,9%
Investments held by insurance companies	112.554	8,1%	99.855	7,7%	12.699	12,7%
Property, plant and equipment, and investment property	13.233	1,0%	12.241	0,9%	992	8,1%
Other assets	20.164	1,5%	24.601	1,9%	-4.437	-18,0%
<b>Total assets</b>	<b>1.384.088</b>	<b>100,0%</b>	<b>1.293.177</b>	<b>100,0%</b>	<b>90.911</b>	<b>7,0%</b>



金融庁金融研究センター

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1  
中央合同庁舎 7号館 金融庁 15階

TEL: 03-3506-6000 (内線 3552)

FAX: 03-3506-6716

URL: <http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>